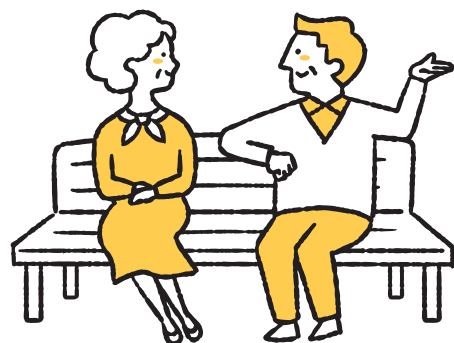




厚生労働省 令和 6 年度
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

社会福祉士等の実践・活用等に関する事例集

令和 7 年 (2025 年) 3 月
公益社団法人 日本社会福祉士会



はじめに

2017 年 9 月の「地域力強化検討会最終とりまとめ」(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)においては、地域共生社会の実現に向けて、ソーシャルワークの機能とソーシャルワーカーの役割の重要性が明示されています。

さらに 2023 年 12 月に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)について」では、地域共生社会の実現に向け、2024 年度に実施する取組として、「社会福祉士の活用状況等、実態を把握するために行った調査研究事業も踏まえ、社会福祉士の更なる活用について検討を行う。」と明記される等、地域共生社会の実現に向け社会福祉士が有効に活用されることが求められています。

そこで本会では、2024 年度の社会福祉推進事業において、本会が 2023 年度に実施した「自治体等における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業(令和 5 年度社会福祉推進事業)」や先行研究を活用し、ソーシャルワーク専門職としての活動領域・場所を把握の上、実践・活動事例を整理しつつ、社会福祉士の役割・機能に照らした好事例集を作成し、これに加えて、地域において重要な役割を担う社会福祉協議会における社会福祉士の配置・活用状況等に係る実態把握を行いました。

本事例集においては、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が、各分野においてどのような機能を発揮しているかに焦点をあて、ヒアリング調査を行い事例として整理をしています。

なお、社会福祉士の機能の整理については、公益社団法人日本社会福祉士会編「基礎研修テキスト上巻(第 2 版)」P44-50,2021 年.を一部改変し、14 の機能として整理をしたものを使用しています。

本調査においては、社会福祉士がクライアント個人や家族等への直接的な支援というマイクロレベルのソーシャルワーク機能の発揮に加え、地域における協議体の設置・地域の専門職同士の連携・住民主体の地域づくりへの働きかけ・行政への制度・施策に関する働きかけ等、メゾ・マクロレベルのソーシャルワーク機能の発揮を意識してソーシャルワーク実践をしている団体が多く見受けられ、社会福祉士が様々な分野において、社会福祉士の機能を発揮しながら活躍していることが改めて確認できました。

本事例集が、これからのソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用の参考となることを期待しています。

2025 年 3 月
公益社団法人 日本社会福祉士会
会長 西島 善久

**「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用状況の実態把握と
更なる活用等に関する調査研究事業」
社会福祉士等の実践・活用等に関する事例集**

目 次

はじめに

社会福祉士(ソーシャルワーク)の機能について……………	1
地域における社会福祉士の活動分野……………	2
1. 権利擁護支援に関する体制を継続するための人材育成・組織づくり……………	4
(社会福祉法人 鯉ヶ沢町社会福祉協議会)	
2. 地域住民自身による地域づくり……………	8
(社会福祉法人 山形市社会福祉協議会)	
3. 母子保健と児童福祉の一体的な取り組み……………	12
(松戸市)	
4. 地域を基盤とした医療ソーシャルワーカーの取り組み……………	16
(医療財団法人緑秀会 田無病院)	
5. 能登半島地震における被災者支援の取り組み……………	20
(一般社団法人 石川県社会福祉士会)(社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会)	
6. 社会福祉協議会が取り組む居住支援……………	24
(社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会)	
7. 自己選択、自己決定を重視した障がい当事者への支援……………	28
(社会福祉法人 半田市社会福祉協議会)	
8. 地域包括支援体制の構築……………	32
(明石市)(社会福祉法人 明石市社会福祉協議会)	
9. 住民が住民らしく活躍するひきこもり支援……………	36
(社会福祉法人 総社市社会福祉協議会)	
10. 地域づくりと担い手の育成……………	40
(社会福祉法人 日向市社会福祉協議会)	

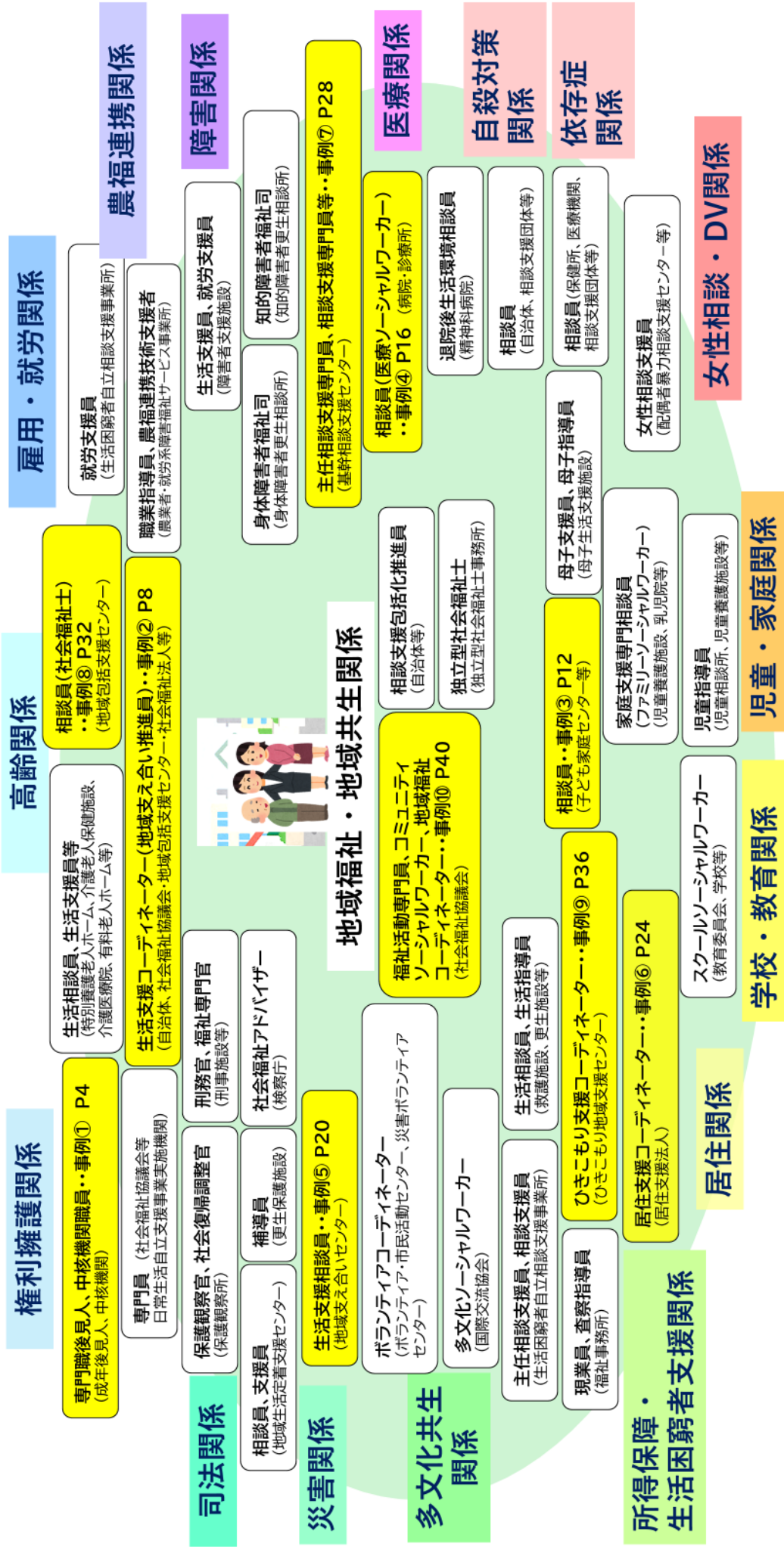
社会福祉士(ソーシャルワーク)の機能について

本事例集では、ソーシャルワーク機能を以下の14に整理し、各事例においてどのように機能が発揮されているか記載しています。

クライアントの問題解決能力や環境への対処能力を強化するための機能		
1	側面的援助機能	クライアントと周囲の環境に働きかけながら、その主体性や自己決定を心理的・社会的に支え、生活の場における自立生活実現のために側面的に援助する機能。
2	代弁機能	サービス利用者が不利益を被ることのないようにその権利を守る代弁者としての機能。クライアント・アドボカシーあるいはケース・アドボカシーといわれる。自らの希望や要求などを主張できずに、その権利が侵害されかねない場合などに、ソーシャルワーカーがクライアントやその家族を「弁護」し、彼らの訴えを「代弁」という機能。
3	直接支援機能	クライアントに直接的に関わり、支援する機能。クライアントの相談援助業務を中心としながらも「生活場面面接法」という面接法を用いるなど、クライアントの日常生活場面を共有する関わりからクライアントの生活全体を支援する機能。
4	教育・指導機能	クライアントが必要とする情報を提供することやクライアントが抱えている問題に自ら対処するのに必要な知識や技術の獲得を支援する機能。
5	アウトリーチ・保護機能	クライアントの生命や生活の安全を確保・保障するための保護者としての機能。深刻な生活上の問題を抱えるクライアントに対して、支援者・支援機関の方から積極的に出向いて必要な支援やサービス利用につなげていくアウトリーチによる実践や、必要に応じて法律や制度、専門的権威に裏付けられた介入を行う機能。
クライアントと必要な社会資源との関係構築・調整のための機能		
6	仲介機能	クライアントとそのニーズに応じた適切な社会資源との間を媒介し、結びつけるという機能。人々の生活の多様化とともに、クライアントのニーズも多様化・複雑化し、各種制度やサービスの種類・内容も多岐にわたってきている。ソーシャルワーカーには、クライアントの問題解決にどのような社会資源が有効であり、かつ、いかに両者を結び付けるかということ、すなわち仲介者としての機能。
7	調停機能	家族や関係者間での意見の相違や、組織や集団、地域住民相互の間に葛藤があるときなどに、合意形成を図るべく、それらの関係に介入する調停者としての機能。
8	ケア(ケース)マネジメント機能	多様な問題やニーズを同時に抱えているクライアントや家族に対する複数の必要な社会資源の包括的な利用を可能にするケア(ケース)マネジメント機能。
機関や施設の効果的な運営や相互の連携を促進するための機能		
9	管理・運営機能	機関や施設全体の管理・運営業務に携わるソーシャルワーカーが果たすべき機能。自ら所属する機関等が提供するサービス内容の改善や質の維持・向上に努力し、利用者や地域から信頼される機関、施設づくりに向けての機能。
10	スーパービジョン機能	スーパーバイザーとして、適切なサービスの提供を可能にする職員集団作りや運営、有能なワーカーの育成のための指導、またワーカーに対する精神的な側面でのサポート等を目的とした機能。
11	ネットワーキング(連携)機能	個人や家族の安定した生活を地域で支えていくためには、相談機関間の連携として、地域に存在する施設や機関、また医療、保健、福祉など各種のサービスやその従事者、地域住民による組織やボランティア団体などが、相互に連携してネットワークを形成し、有効に機能することが求められる。ソーシャルワーカーにはクライアントへの効果的な援助という目標に向かって協働する社会資源のネットワークの構築とその有効な運用を促すネットワーカーとしての機能。
制度や施策の改善・発展、また社会全体の変革を促すための機能		
12	社会変革機能	クライアントや家族の立場からの要求を代弁して行政に訴えることなどによる、社会資源の開発や施策の改善への反映。地域の偏見や差別意識のために社会参加が妨げられるなど社会的に抑圧された状態の人がいる場合には、そうした人々の声を代弁しながら社会環境に働きかけていくことにより、誰もが地域社会の一員としての権利と機会が保障される社会への変革を促していく機能。
13	組織化機能	地域に何らかの問題が発生するなど住民のニーズが満たされていない場合には、地域住民が主体となってそれらの問題の解決に取り組むことが重要となる。このような時に、地域住民や当事者の会(セルフヘルプグループや家族会など)の組織化を促し、変化に向けたパワーを生み出す機能。
14	調査・計画機能	地域福祉の推進のためには、住民のニーズや地域におけるサービスの整備状況などを的確に把握して、街づくりや必要なサービスの整備などを計画的に進める必要がある。そのために住民やサービス利用者などへのアンケート調査や問題を抱える人々の声を直接聴く調査を行い、また、住民参加の促進やボランティア育成、サービスの整備やネットワークの形成など地域福祉推進のための計画策定に携わるなどの機能。

出典：公益社団法人日本社会福祉士会編「基礎研修テキスト上巻（第2版）」P44-50, 2021年、を一部改変。

地域における社会福祉士の活動領域・職種（例）



地域における社会福祉士の活動領域・職種（例）

社会福祉士が活動している主な活動領域と職種、所属する機関と、どのような活動を行っているか例示しています。

高齢関係

介護老人保健施設等で相談・援助を担う生活相談員、地域包括支援センターで総合相談支援業務や権利擁護業務を担う相談員等として活動しています。

権利擁護関係

判断能力が不十分になった方の生活や財産を守り、本人の意思を尊重する専門職後見人、地域の権利擁護支援に向けた相談・チーム支援を担う相談員等として活動しています。

司法関係

福祉的な支援を必要とする犯罪を犯した人等の社会復帰を、刑務所内で支援する刑務官や、関係機関と連携し地域生活への定着を支援する相談員等として活動しています。

災害関係

被災者の生活再建に向け、見守りや日常生活上の相談に対応し、関係機関につなぐとともに、住民同士の交流の促進などを担う生活支援相談員等として活動しています。

農福連携関係

農業者と障がい福祉サービス事業所等をつなぎ、障害者の就労機会や農業の担い手確保のための調整を担う農福連携コーディネーター等として活動しています。

女性相談・DV関係

困難な問題を抱える女性の発見に努め、相談に応じ、必要な援助を行う女性相談支援員等として活動しています。

地域福祉・地域共生関係

住民が主体となり、誰もが安心してくらせる地域づくりの取り組みを支援する社会福祉協議会の専門員、複合的な課題を抱える世帯全体の課題を受け止めるため、多職種・多機関のネットワーク化を推進する相談支援包括化推進員などとして活動しています。

所得保障・生活困窮者支援関係

保護等が必要な人に、福祉事務所等で面接や調査を行い、援助方針を策定、援助活動を行うケースワーカーや、生活困窮者自立相談支援事業所等で相談に対応し、自立に向けた支援を担う相談支援員等として活動しています。

医療関係

病院等の保健医療機関等において患者や家族の相談にのり、福祉の立場から課題の解決、調整、社会復帰を支援する医療ソーシャルワーカーとして活動しています。

多文化共生関係

外国人が自国の文化と異なる環境で生活することで生じる心理的・社会的問題に、ソーシャルワークの専門性を活かして相談対応を行う多文化ソーシャルワーカーとして活動しています。

居住関係

住宅の確保が困難な方の相談に対応し、関係者と連携し、適切な住宅への居住をサポートする居住支援コーディネーター等として活動しています。

障害関係

障害者福祉施設等で活動支援、相談対応を担う生活相談員や、相談対応、地域の事業所への助言・指導、人材育成、連携強化等を担う相談支援専門員等として活動しています。

雇用・就労関係

障害者福祉施設の利用者等に、求職活動の支援や企業等と調整し職場開拓を行う就労支援員として活動しています。

児童・家庭関係

養育上の支援を必要とする子どもの児童養護施設における育成、生活指導を担う児童指導員や、児童相談所・子ども家庭センター等で相談対応を行う相談員等として活動しています。

学校・教育関係

学校等で、課題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒の環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用し課題解決を図るスクールソーシャルワーカーとして活動しています。

自殺対策関係

自殺のリスクが高い方に、自治体や相談機関等で相談に対応、伴走型支援を担う相談員として活動しています。

依存症関係

保健所、専門医療機関等で、アルコール、薬物、ギャンブル、ゲーム等依存症に関する相談に対応する相談員として活動しています。

機関名	社会福祉法人 鰯ヶ沢町社会福祉協議会
特に発揮されている社会福祉士の機能	5 アウトリーチ・保護機能、7 調停機能、9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、12 社会変革機能、13 組織化機能

権利擁護支援に関する体制を継続するための人材育成・組織づくり

I. 概要

1. 地域および組織の概要

鰯ヶ沢町人口	8,505 人(2024 年 12 月末時点)
鰯ヶ沢町面積	343.08km ²
鰯ヶ沢町世帯数	4,339 世帯(2024 年 12 月末時点)
社協職員数	22 名
事業担当者数	5 名(内、2 名社会福祉士)※権利擁護センターあじがさわの職員

2. 鰯ヶ沢町社会福祉協議会の権利擁護分野での活動概要

- ・深浦町と協働した権利擁護支援に関する体制整備
- ・権利擁護支援に関する体制を継続するための人材育成・組織づくり

3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

▶ 鰯ヶ沢町における権利擁護支援に関する体制づくり(12 社会変革機能)

- ・深浦町社会福祉協議会と協力しながら中核機関を立ちあげたことや、「地域あんしん生活保証事業」を鰯ヶ沢町社会福祉協議会(以下、「鰯ヶ沢町社協」)の事業として開始したことは「12 社会変革機能」を発揮し、地域に新しい社会資源を開発したといえる。

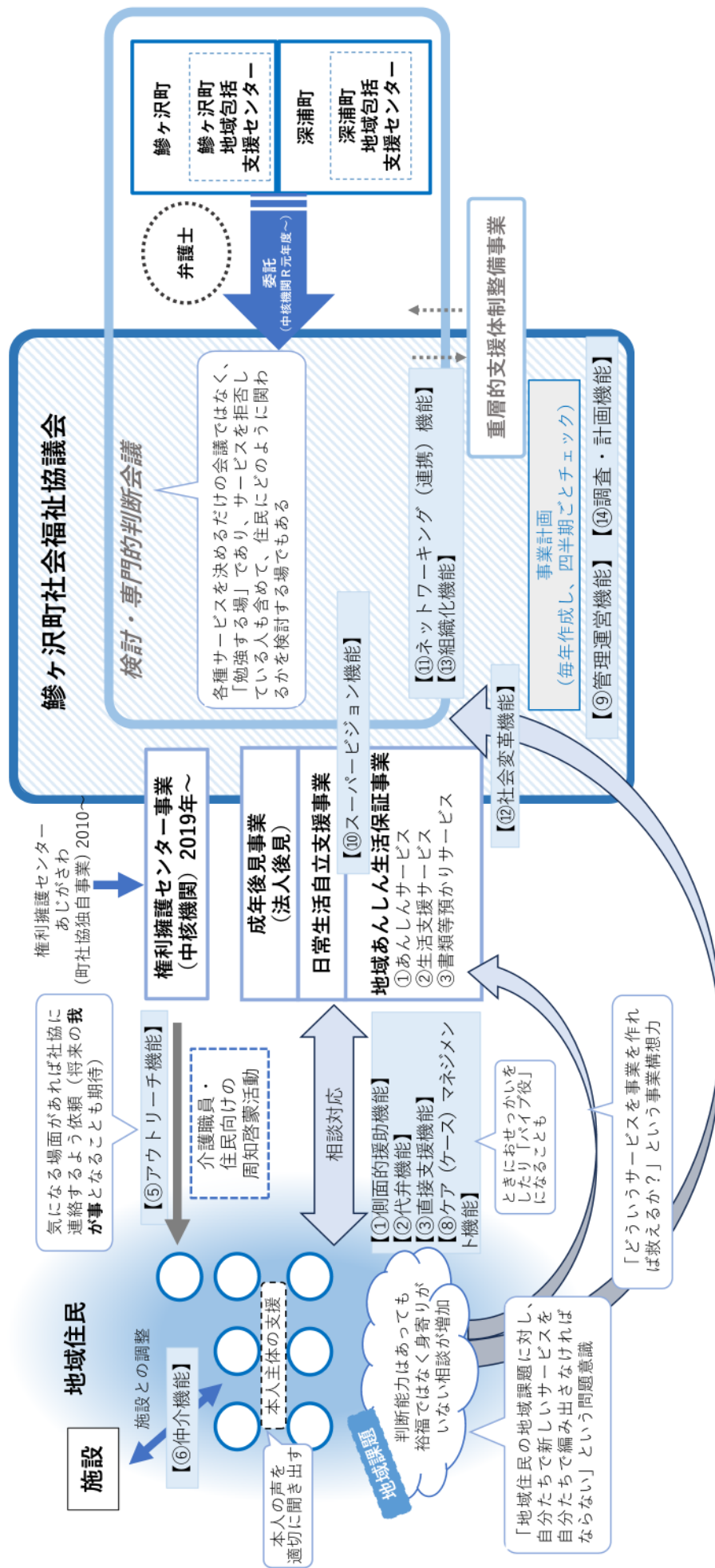
▶ 権利擁護に関わる支援(5 アウトリーチ・保護機能、7 調停機能、13 組織化機能)

- ・家族と疎遠であった当事者の支援のため、アウトリーチを行い地域住民から当事者家族の情報を集めて子どもと連絡を取り、家族関係の再構築を図ったことは「5 アウトリーチ・保護機能」「7 調停機能」が発揮されていると言える。
- ・地域住民に対し、具体例を伝えながら地域で気になる方がいれば連絡が欲しいと説明することで、地域住民同士がお互いに気にかける体制を構築するという「13 組織化機能」が発揮されている。どのような方が気になるか学ぶことで、我が事として捉えてもらうことも期待されている。

▶ 社会福祉士として成長できる組織づくり(9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能)

- ・日々のあらゆる場面で福祉専門職として「考える」ことの働きかけを行っている。福祉専門職として日々考えることで、自分なりの答えを出し、必要な行動がとれるように成長する組織の環境づくりが、社会福祉士が「10 スーパービジョン機能」を発揮することで実施されている。
- ・「9 管理・運営機能」も発揮されており、自身で考えるために、様々な知識や行政・住民等とのつながりや、人から話を聞き出す力、どのようなサービスがあるか、サービスの財源はなにか等、職員個々が知識を身につけることが組織全体の質の向上につながっている。

図表4-1-1 鯉ヶ沢町社会福祉協議会における権利擁護の取り組みにおいて発揮される社会福祉士の機能



Ⅱ. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている鰯ヶ沢社会福祉協議会の権利擁護分野に関する取り組みについて、以下に記載する。

1. 鰯ヶ沢町における権利擁護支援に関する体制(12 社会変革機能)

鰯ヶ沢町社協では、2010 年より権利擁護センターを立ちあげている。立ちあげの理由としては、住民の意思決定支援等において、対象者の気持ちに寄り添った支援をするためには、近隣住民との関わり方等を含めて色々な情報を入手する必要がある、地域に近い存在として鰯ヶ沢町社協で法人後見を実施した方がよいと考えたため。

権利擁護センターは、当初は鰯ヶ沢町社協の独自事業として補助金等もない状況で運営していたが、継続性を確保することに加え、地域における権利擁護で行政でなければならないこと、社会福祉協議会でなければならないことの住み分けをするため、司令塔機能を権利擁護センターに位置づける必要があった。そこで、鰯ヶ沢町長に権利擁護の取り組みの重要性やこれまでの実績を説明するとともに、鰯ヶ沢町役場の担当者に成年後見制度の重要性を伝える勉強会等を行った。

その結果、2019 年に鰯ヶ沢町社協が成年後見制度利用促進事業の委託を鰯ヶ沢町から受けるとともに、隣接する深浦町からも委託をうけて中核機関としての体制を整備し、深浦町社会福祉協議会と協働で中核機関としての取り組みを実施することとなった。毎年作成する中核機関の事業計画は、四半期毎にチェックを行い、事業をやる意味を職員全体で共有している。運営費については、鰯ヶ沢町社協として事業計画・予算案を作成し、どのように活動をしていくのかについて行政に説明し、委託料を行政に検討してもらっている。

中核機関では、「検討・専門的判断会議」を月 1 回程度開催しており、鰯ヶ沢町社協・深浦町社会福祉協議会・鰯ヶ沢町の地域包括支援センター・深浦町の地域包括支援センターから各 1 名以上出席している。さらに、法律行為が必要な案件がある場合は、法テラス鰯ヶ沢事務所の弁護士にも出席してもらうか、事前に意見を確認するようにしている。その他、当事者やその家族、ケアマネジャー等の支援に携わっている人たちも参加しており、権利擁護版の地域ケア会議のような状況になっている。重層的支援体制整備事業とも連携しており、重層的支援体制整備事業の会議から検討・専門的判断会議に相談がくることもあればその逆もある。

また、鰯ヶ沢町社協の独自事業として、判断能力はあるが、頼れる身寄りがなく、将来の暮らしに不安を抱えている方を対象に「困りごとが起こる前に準備すること」を目的として、入院・施設入所時の支援、福祉サービスの利用相談、書類等の預かり等を行う「地域あんしん生活保証事業」を実施している。

2. 権利擁護に関わる支援(5 アウトリーチ・保護機能、7 調停機能、13 組織化機能)

権利擁護センターの立ちあげのきっかけになったのは、家族と疎遠であった当事者の支援で、アウトリーチを行い地域住民からの当事者家族の情報によって、子どもと再会することができた。今の時代は、地域住民が家族に連絡することや、住民だけで支援することは難しいが、福祉専門職(権利擁護センター)が間に入ることによって当事者と家族をつなげるパイプ役になることができ、これが地域福祉の一つの形であると考えている。

住民への啓発活動として実施していることは、例えば「スーパーで買い物するときに財布にお金がなく、お店の人に色々聞かれている等、地域で気になった方がいれば、社協に電話をして欲しい」と、住民によって気になるレベルが異なるため、様々な具体例を伝えてお願いをしている。その結果、住民から連絡があり、検討・専門

的判断会議で当事者に支援が必要か検討すること等につながっている。また、近隣住民に「将来お金の管理に気をつけましょう」と伝えるより、お金の管理に困っている他人を見つけてもらうことで、その姿がその人自身の中に残り、自然と我が事として捉えることにつながっている。

制度のはざまに埋もれている人について考える場合、どういう制度があるのか理解していないとはざまがどこにあるかそもそも分からない。今ある制度・サービスでは対応できないものが制度のはざまであり、それを埋めるために新しいサービスが必要となる。「地域あんしん生活保証事業」の創設の際には、成年後見制度や日常生活自立支援事業について細かく確認し、新しいサービスが必要であると判断した。

3. 社会福祉士として成長できる組織づくり(9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能)

事業計画については、成果を数値化することが意識されており、研修会の参加人数、裁判所とどれくらい話し合いを実施しているか等が記載され、計画に沿った取り組みが実施できているか四半期ごとにチェックしている。その際、なぜこの取り組みを実施するのかということを鰯ヶ沢町社協の職員に説明し、全員が共通する考え方ができるようになることを目指している。

また、鰯ヶ沢町社協として、職員が「考える」ことを重視している。例えば、職員から「当事者が入居している施設に5万円預ける」という報告があった場合、職員には「何のために施設職員は5万円が必要なのか」を確認するように伝え、確認の結果、はぐらかされた場合は、「なぜ施設職員ははぐらかしたのか」を考えるように伝えている。日々の実務を行う中で、なぜそのようなことをしたのか、それについて福祉専門職としてどう思うのかを問いかけ、考えることを日常化することで、自分なりの答えを出し、必要な行動がとれるように成長する組織の環境づくりを行っている。

検討・専門的判断会議についても、成年後見制度・日常生活自立支援制度・地域あんしん生活保証事業の3つの支援ツールを使うかという答えを出すものではないということを意識している。当事者がそもそも支援を受けたくないという場合もあり、支援を断っている人をどのように支援していくのかということを考える等、学ぶ場となっている。「放っておいてよ」という人への支援を考えることが貴重な人材育成につながる。「放っておいてよ」という状態から、「鰯ヶ沢町社協っていいな」と思ってもらえるようになるためには、どのようにアプローチをすればよいか考えることが重要である。例えば、支援を拒否されていた方に対し、鰯ヶ沢町社協として除雪支援をきっかけに関係をつくり今では別の相談をしてくれるまでの関係になったということもある。このような形で地域住民に必要とされると専門職として感じるのが、一番の人材育成であると考えている。

機関名	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会
特に発揮されている 社会福祉士の機能	5 アウトリーチ・保護機能、9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、 11 ネットワーキング(連携)機能、13 組織化機能

地域住民自身による地域づくり

I. 概要

1. 地域および組織の概要

山形市人口	239,344 人(2025 年 1 月末時点)
山形市面積	381.30km ²
山形市世帯数	104,353 世帯(2025 年 1 月末時点)
社協職員数	240 名
事業担当者数	16 名(内、14 名社会福祉士)

2. 山形市社会福祉協議会の地域づくりの活動概要

・「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」の実施(地域包括ケアの推進・CSW の配置の推進) ・30 の行政区毎の地区社協の組織化と住民自身による地域づくりの支援
--

3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

▶ 山形市の地域づくりの体制(13 組織化機能)

- ・山形市の 30 地区ごとに住民主体の地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」)が組織化され、地域福祉活動の中核を担っている。また、市内に地域包括支援センターが 14 ヶ所あり、3ブロックに分かれて活動している。生活支援コーディネーターもこのブロックに合わせてチームを形成し、リーダーを中心にスタッフのサポート体制を作り、住民主体の地域づくりを支援している。地区社協には福祉協力員が配置され高齢者への見守りや住民相互のつながりづくりが実践され、地域づくりを実施していく取り組みは「13 組織化機能」を発揮し、住民の組織化による地域福祉の推進を促しているといえる。

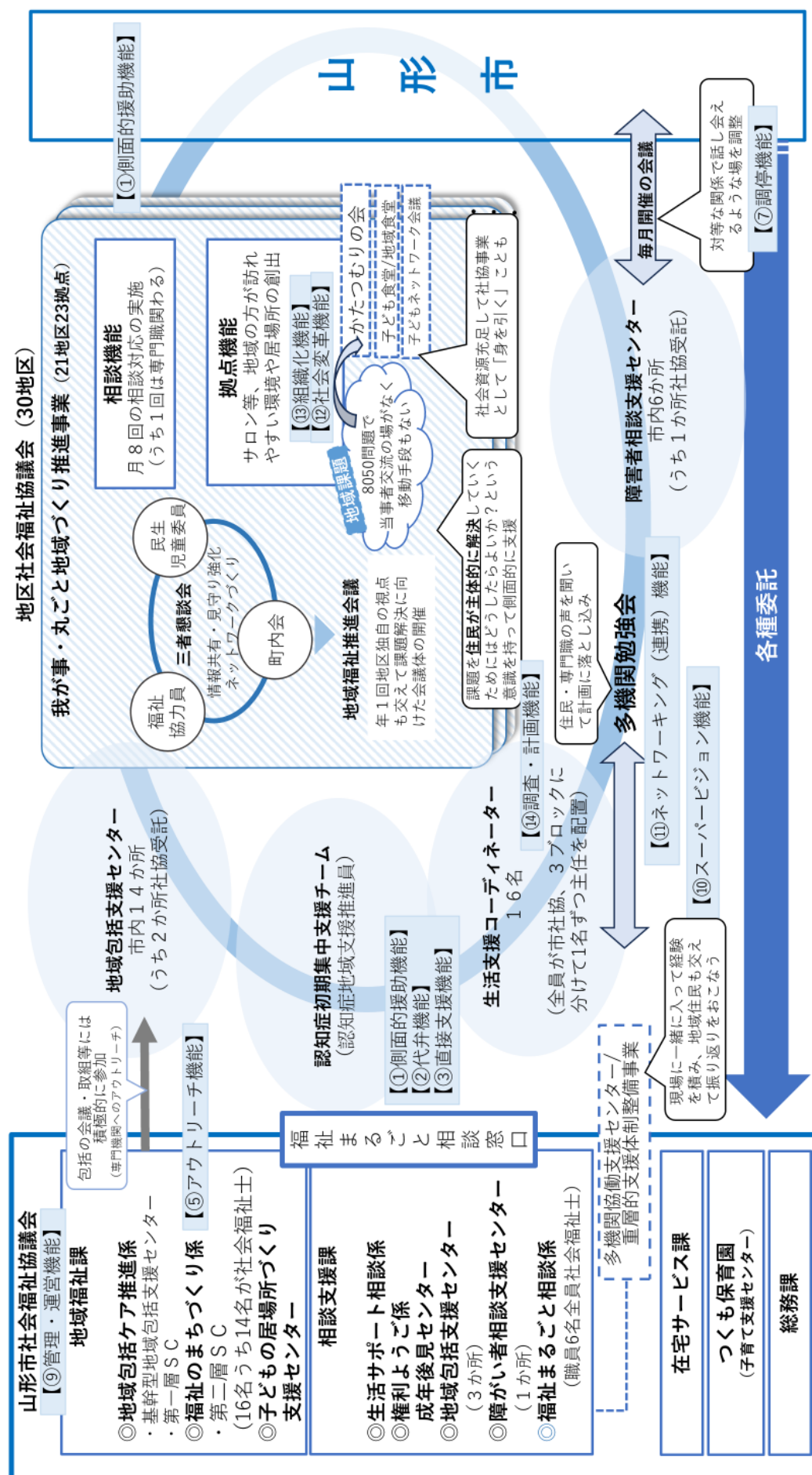
▶ 地域住民自身による地域づくりの取り組み(5 アウトリーチ・保護機能、11 ネットワーキング(連携)機能、13 組織化機能)

- ・我が事丸ごと地域づくり推進事業に取り組む地区では、月 8 回以上の相談受付を実施している。内 1 回以上は社会福祉士等の専門職を交えた相談を実施している。地域住民相互の相談機能を構築しながら、地域住民では対応が難しい地域生活課題には、専門職の協力による相談機能を組み合わせて相談を実施しているという点で身近な地域への「5 アウトリーチ・保護機能」が発揮されている。
- ・地域の情報共有として町内会ごとに、町内会・自治会役員、民生委員・児童委員、福祉協力員による三者懇談会が実施され、三者懇談会で見えてきた課題を地区で解決するため、「地域福祉推進会議」を開催する体制づくりは「11 ネットワーキング(連携)機能」、「13 組織化機能」が発揮されており、町内レベル・地区レベルでの住民主体の活動が相互に連動している取り組みといえる。

▶ 山形市社協による地域づくりの支援(9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能、13 組織化機能)

- ・30 地区で行われている活動の支援を山形市社会福祉協議会(以下、「山形市社協」)組織の地域福祉推進部門や相談支援部門の各部所を取り組みを連動させながら組織全体で支援していく体制づくりは「9 管理・運営機能」「10 スーパービジョン機能」が発揮されて各種の取り組みが構築されているといえる。
- ・地区社協会長の連絡協議会を立ちあげ、30 地区の地域の声として相互に情報共有や意見交換しながら住民同士の合意形成や地域福祉推進を図る場の形成には「11 ネットワーキング(連携)機能」「12 社会変革機能」「13 組織化機能」が発揮されている。

図表4-1-2 山形市社会福祉協議会における地域づくりで発揮される社会福祉士の機能



Ⅱ. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている山形市における住民主体の地域づくりの実践について、以下に記載する。

1. 山形市の地域づくりの体制(13 組織化機能)

山形市社協では、第 2 層の生活支援コーディネーターとして地域づくりのサポートをしている「福祉のまちづくり係」、多機関協働事業・参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・ひきこもり生活者支援事業の4つを一体的に実施している「福祉まるごと支援係」を中心に地域づくりの支援が実施されている。「福祉のまちづくり係」には 16 名の生活支援コーディネーターがいるが、内 14 名は社会福祉士、「福祉まるごと支援係」については 6 名の職員全てが社会福祉士となっている。

山形市は 30 の行政区に分かれており、山形市社協が活動を始めた 1955 年頃からそれぞれに地区社協を組織している。また、30 地区全てで、山形市社協が独自に配置している福祉協力員の活動の推進、地域住民の交流の場としてふれあいいきいきサロンが開催されている。

2. 地域住民自身による地域づくりの取り組み(5 アウトリーチ・保護機能、11 ネットワーキング(連携)機能、13 組織化機能)

30 地区の内 21 地区では、山形市が独自に実施している「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」を実施しており、2 地区は拠点が2つあるため、21 地区 23 拠点での活動となっている。取り組みの内容としては、1つ目に拠点づくりとして、地域の方が誰でも気軽に立ち寄れる環境や居場所をつくっている。2 つ目は相談機能として、地域の困りごとを包括的に受け止め、相談ができる機能を発揮している。

拠点づくりについては、以前から実施していたサロンや介護予防の取り組みの中で気軽に相談ができるように体制を整備する地区が多い。あえて拠点に相談しにくる必要性はないと考える住民もいるが、その場合でも民生委員や福祉協力員が地域住民宅に訪問して悩み事をきけるということもあるため、相談機能の一部として訪問をしている地区もある等、地区によって活動内容や方針が異なっている。受け付けた相談を地域の中で活かし、地域の中で地域住民の悩み事を解決していく体制の構築をすすめる地区も出てきている。

相談機能については、月 8 回以上の相談受付を必須としている。相談の7～8割は住民たち自身で解決しているが、専門職につなぐ必要があるケースもあるため、月 8 回以上のうちの 1 回は専門相談として、社会福祉士等の専門職を交えた相談を受ける日とするように依頼している。取り組みについては、毎月実施報告の提出があり、拠点の開催回数・どのような相談を受けたか・相談の対応状況が報告される。

30 地区には 545 の町内会があるが、町内の情報共有として、福祉協力員・民生委員・児童委員・町内会・自治会役員が情報共有をして地域の見守り体制を強化する三者懇談会の実施を進めている。2023 年からは、7～8割の町内会で三者懇談会が開催されている。また、三者懇談会で見えてきた課題を地区で解決するため、「地域福祉推進会議」が年に数回 30 地区全てで開催されており、町内レベル・地区レベルでの活動が連動している。

3. 社会福祉協議会による地域づくりの支援(9 管理・運営機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能、13 組織化機能)

30 地区で行われている活動は、第 2 層の生活支援コーディネーターが支援しており、地域住民同士の支え合いだけでは解決が難しく専門的な支援が必要な悩み事については、地域の専門機関へ丁寧につなぐほか、つなぎ先が明確でない悩み事や複合化・複雑化した悩み事については、福祉まるごと支援係と相談しながら課題を整理し、必要な支援につなげていくという山形市社協内で組織レベルの連携・協働した支援体制を構築している。また、重層的支援体制整備事業等が新しく始まる際には、理解の促進のために山形市社協のみならず、地域包括支援センターや医療関係者等の関係機関にも声かけし、お互いの事業で取り組んでいる内容の共有等を図っている。

地域づくりについては、主体となって進めていく事ができるよう関わり方に配慮し、地区ごとに地域づくり活動に対する思いは様々であるが、現存する組織を維持することができるよう一緒に考えている。

また、専門職の取り組みと地域の住民主体の活動を通した関係性において、「民生委員の役割はここからお願いしたい」で終わるのではなく、一緒に動いていくことを意識している。専門職の答えありきでの関わりではなく、地域住民に主体的に決定してもらおうプロセスに関わることを重要視している。数年前からは、地域の声を行政に地域住民自身で伝える形が重要と考え、地区社協会長の連絡協議会を立ちあげ、30 地区の声として何を行政に届けるか、住民同士の情報共有と合意形成を図る取り組みを実施している。

山形市社協として、15 年ほど前くらいには職員の社会福祉士の資格取得を重要視していなかったが、新たな事業を実施していく中で、職員が自ら考え、住民の方と一緒に実施していく側面的な支援をしていくところは、社会福祉士の特徴であると組織としても考えるようになった。そのため、山形市社協として社会福祉士資格を持った人材を確保することを重要と考え、入職している職員についても、社会福祉士資格を取得することを推奨している。社会福祉士を手厚く配置することで、重層的支援体制整備事業や生活支援コーディネーター事業を山形市から委託される等、山形市社協は社会福祉士、ソーシャルワークの専門職の組織として関係者から期待されている。

機関名	松戸市
特に発揮されている 社会福祉士の機能	2 代弁機能、3 直接支援機能、4 教育・指導機能、5 アウトリーチ・保護機能 6 仲介機能、9 管理・運営機能、11 ネットワーキング(連携)機能

母子保健と児童福祉の一体的な取り組み

I. 概要

1. 地域および組織の概要

松戸市人口	499,846 人(2025 年 1 月時点)
松戸市面積	61.38 km ²
松戸市世帯数	243,678 世帯(2025 年 1 月時点)
松戸市こども家庭 センター職員数	統括支援員 2 名(内、社会福祉士 1 名) 家庭児童相談担当 35 名(内、社会福祉士 16 名) 庶務事業班 6 名、女性相談 5 名、要対協担当 1 名 親子すこやかセンター13 名(内、社会福祉士 4 名)

2. 松戸市における児童分野の活動概要

- ・児童虐待の予防、早期発見、早期対応を目指した母子保健と児童福祉の一体的な取り組み
- ・要保護児童対策地域協議会におけるケース検討
- ・虐待リスクに応じた段階的な支援

3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

▶松戸市における児童福祉の取り組み(9 管理・運営機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

- ・母子保健と児童福祉の一体的な取り組みとして、松戸市の「要保護児童対策地域協議会」に参加している他部署や関係機関の協力を得ることは、自らの組織の質を向上させる「9 管理・運営機能」、そして相談機関間の連携を行う「11 ネットワーキング(連携)機能」が発揮されている。
- ・「要保護児童対策地域協議会」にて、年間 150 回程度行われる個別支援会議、年 4 回開催される実務者(ケース進行管理)会議の開催については「11 ネットワーキング(連携)機能」が発揮されていると言える。

▶各専門職の役割・特徴(2 代弁機能、3 直接支援機能、4 教育・指導機能、5 アウトリーチ・保護機能、6 仲介機能)

- ・社会福祉士が虐待対応へつなげることについては、当事者を適切な社会資源につなげる「6 仲介機能」が発揮されていると言える。親に知的な課題等がある家庭への支援では「2 代弁機能」「3 直接支援機能」を発揮し、困りごとが何であるかを汲み取り、説明することで、不利益を被ることがないようにしている。
- ・親と学校の関係が悪い場合については、お互いの意図を理解し、それぞれに説明することで、当事者が抱えている問題解決に必要な情報を提供する「4 教育・指導機能」および社会福祉士が自ら出向いて必要な相談支援を行う「5 アウトリーチ・保護機能」が発揮されていると言える。

Ⅱ. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている松戸市における児童福祉分野の取り組みについて、以下に記載する。

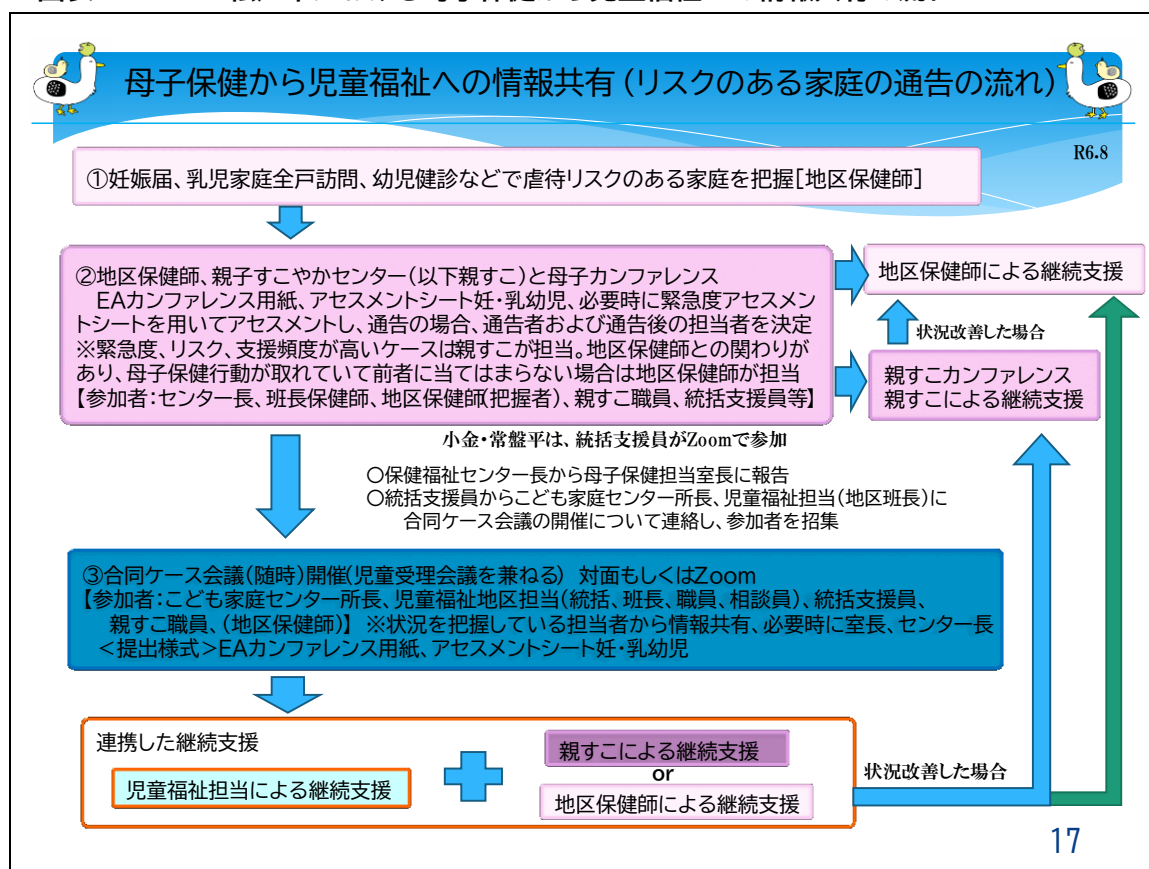
1. 松戸市における児童福祉の取り組み(9 管理・運営機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

こども家庭センターは、本課と母子保健担当室で分けられ、それぞれ中央・小金・常盤平の3つの地区に担当が分けられて配置をされており、3つの地区それぞれに保健福祉センターと親子すこやかセンターが設置されている。保健師・助産師・社会福祉士等の様々な職種が入り交じった多職種のチームとなっている。

「要保護児童対策地域協議会」には、社会福祉協議会・児童養護施設・医師会・歯科医師会・民生児童委員・保育園・学校・警察等の他、庁内関係部署が参加している。その中で、個別支援会議を年間150回程度開催し、関係機関同士のつながりを強める取り組みがなされている。また、年4回開催される実務者(ケース進行管理)会議では、1回に中央・小金・常盤平の3つの地区からそれぞれ15件のケースを集め、児童相談所や教育委員会等、どの場所にどのようなことを聞きたいかを明確にした上で共有されている。

実際の支援の流れとしては、保健福祉センターの地区保健師が、乳児家庭全戸訪問等を実施する中で、虐待リスクがあるケースについて把握した場合、親子すこやかセンターに引継ぎが行われる。そこでハイリスクな妊婦や子どもがいる家庭への支援を行った上で、要保護性や要支援性が高まっているケースについては、児童福祉担当者につながっている。支援の流れについては、それぞれの組織での理解の促進や円滑な運用のため、以下の図が作成され、流れを見える化することで情報共有に漏れない体制を構築している。

図表4-1-4 松戸市における母子保健から児童福祉への情報共有の流れ



出典:松戸市ヒアリング資料より引用

2. 各専門職の役割・特徴(2 代弁機能、3 直接支援機能、4 教育・指導機能、5 アウトリーチ・保護機能 6 仲介機能)

3 か所ある親子すこやかセンターそれぞれに保健師・助産師・社会福祉士が配置されており、それぞれの専門職の強みを活かしたチームとしての支援が行われている。

保健師については、地域をよく理解しており、人の表情や動作を見逃すことがなく、妊婦の方から申告がなくとも気になる家庭はチーム内で共有が行われている。助産師については、妊婦と接する中で受診が必要かの判断等、子どもが生まれるまでの道筋を示すことができることが強みである。社会福祉士については、関わる家庭の親に知的な課題等があると、困りごとをうまく表出することができないため、どのようなことに困っているか代弁する、虐待対応へつなげること等、関係者との調整等の役割を担っている。

親と学校の関係が悪い場合については、親がなぜこのような行動をとっているのか、学校が何に重点を置いて考えているのか、お互いの事情や意向を代わりに説明することもある。間に入り代わりに説明をすることで、お互いが新たな気づきを得ることにつながっている。

ヤングケアラーコーディネーターにも社会福祉士が配置されており、教職員 OB の方とともに活動をしている。現在は、関係機関を回ってヤングケアラーについて説明を実施している。相談にはコーディネーター2 人が対応し、必要に応じて児童福祉の担当者とも同行して訪問する等、それぞれの視点で当事者に関わっている。

また、虐待対応専門員 27 名の内、16 名が社会福祉士を取得している。保育士として入職した後に社会福祉士を取得された方もおり、社会福祉士の活躍が期待されていることが推測される。

児童福祉分野では、2025 年 4 月からは認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」取得者が誕生するが、児童家庭センター等の子どもに携わるあらゆる地域の機関で、お互いに共通の認識を持ちながら連携をとっていくことで、その資格がある方がいるから良い連携がとれたということが増えてくると、5～10 年後くらいには資格がつくられた効果がでてくるのではないかと考えている。

機関名	医療財団法人緑秀会 田無病院
特に発揮されている 社会福祉士の機能	4 教育・指導機能、6 仲介機能、7 調停機能、8 ケアマネジメント機能 9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能

地域を基盤とした医療ソーシャルワーカーの取り組み

I. 概要

1. 地域および組織の概要

西東京市人口	206,115 人(2025 年 1 月末時点)
西東京市面積	15.75km ²
西東京市世帯数	102,950 世帯(2025 年 1 月末時点)
事業担当者数	6 名(内、4 名社会福祉士・MSW)

2. 田無病院の医療ソーシャルワーカーの活動概要

- ・医療ソーシャルワーカーとして見える課題を重視した患者への支援
- ・西東京市医療ソーシャルワーカーの会による専門職同士の連携
- ・民生委員への出張講座の実施

3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

▶田無病院における医療ソーシャルワーカーを支える仕組み(9 管理・運営機能)

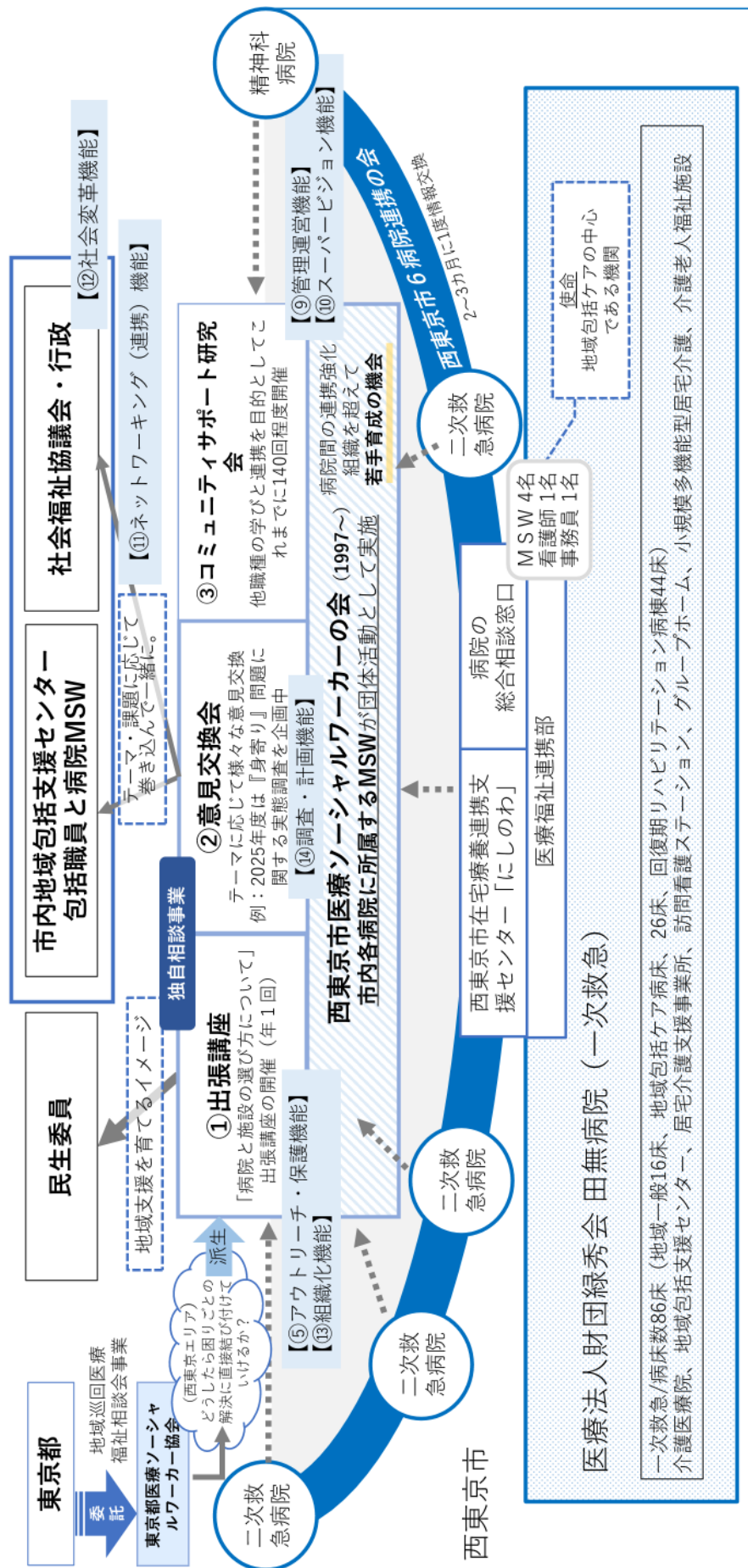
- ・市内にある 6 病院の連携の会や西東京市医療ソーシャルワーカーの会のメンバーが企画や運営をしているコミュニティサポート研究会、東京都医療ソーシャルワーカー協会の活動の一端となる西東京市独自相談活動を実施することで、病院同士の連携強化や医療ソーシャルワーカー(以下、「医療 SW」)同士で情報交換することによる力量の向上につながっていることは、田無病院という組織の強化につながっており、「9 管理・運営機能」を発揮している。

また医療 SW は、地域においてソーシャルワークを展開するにあたり、病院内部における質の高い個別支援や外部との連携による成果をあげることによって、病院内部の権限保有者等からの信頼を得ることができている点を確認することができた。

▶田無病院の医療 SW の取り組み(4 教育・指導機能、6 仲介機能、7 調停機能、8 ケアマネジメント機能 10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

- ・医療 SW として、患者の課題を総合的に把握して患者に伝えることは、「4 教育・指導機能」を発揮し、患者が自らの問題に対処することを支えている。
- ・転院や施設利用となった場合は、クライアントのニーズに応じた社会資源とつなげる「6 仲介機能」、関係者間での合意形成を図る「7 調停機能」も発揮されている。
- ・多様なニーズを抱えている患者に対して包括的な支援を実施するという「8 ケアマネジメント機能」も発揮がされており、社会福祉士としての機能を複数発揮し、医療 SW として患者の支援が実施されている。
- ・地域に出向いての民生委員への講演活動や、地域包括支援センターと直近の課題の共有や解決に向けての話し合いの機会を設けていることについては「10 スーパービジョン機能」「11 ネットワーキング(連携)機能」の発揮といえる。ネットワークを維持するために、大きな枠組みは担保しつつも、状況に応じて様々な改良を試みていることも確認できた。

図表4-1-5 田無病院における地域連携で発揮される社会福祉士の機能



Ⅱ. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている田無病院における地域を基盤とした医療ソーシャルワーカーの実践について、以下に記載する。

1. 田無病院における医療 SW を支える仕組み(9 管理・運営機能)

田無病院は西東京市にある一次救急の病院であり、法人内に介護医療院、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設がある。基本理念として「1 急性期・慢性期・在宅を繋ぐ医療を提供する」「2地域の医療と介護の融合を目指す」「3患者様とその家族の立場に立った医療と介護を提供する」「4職員が健康で楽しく働ける職場を目指す」を掲げて運営している。

また、在宅療養支援窓口を西東京市から委託されており、市役所に職員が出向し、支援者の相談窓口として、組織としての困りごとや連携をサポートする役割を担っている。

市内にある 6 病院(田無病院、二次救急 4 箇所、精神科病院 1 箇所)とは、2023 年からより密接に連携することを目指し、西東京市病院連携推進会を立ちあげ、2～3ヶ月に1度集まって情報交換を実施している等、地域の医療 SW 同士の連携体制も構築している。

地域における様々な活動を田無病院の医療 SW が実施できる背景として、「田無病院が西東京市の地域包括ケアシステムで中心の役割があるため、地域と一緒に活動することは重要であり、外で様々な活動をして、それを病院に還元することが必要」という考えが組織全体に浸透していることがある。西東京市の地域包括ケアシステムには地域包括推進協議会とそれの下に5つの部会があるが、地域包括推進協議会や部会に田無病院は参加しており、地域から地域包括ケアシステムの中心になることを臨まれ、田無病院としても中心となることを臨んでおり、それが普通の状態であるという認識のもとで職員が勤務をしている。

2. 田無病院の医療 SW の取り組み(4 教育・指導機能、6 仲介機能、7 調停機能、8 ケアマネジメント機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

医療 SW として大切にしていることは、患者の方々は病気になってそこから派生した課題があるので、医療 SW から見える課題を伝えていくこと。金銭管理や医療同意を本人ができなかった時、誰も代わりがないという孤立の問題も最近では出てきている。治療が終わった後に家に戻れず、転院や施設利用となった場合、保証人・金銭管理者がいないことで行き先が限定される、使いたい資源が使えない等の問題もあり、医療 SW として患者の課題を的確に把握して支援をする意義は大きい。

専門職同士の連携としては、1997 年に西東京市の医療 SW 数名により西東京市医療 SW の会が立ち上げられた。田無病院の医療 SW も参加し、毎年活動を行いながら、病院の中だけでなく、地域に出向いて相談活動等を実施している。独自相談会事業という位置づけで、地域包括支援センターと直近の課題の共有や解決に向けての話し合いの機会を設けることや、地域住民と身近である民生委員に対し、「病院と施設の選び方」について講演活動に出向いている。地域住民の相談を受けることが多く、支援者である民生委員の方々に教育啓蒙活動をすることで、地域の支援者を育てるイメージで活動が展開されている。民生委員向けの講演活動については、平日の日中に開催するため、病院の理解の上、今回は誰が参加するのか医療 SW 同士で相談

しながら活動を実施している。

また、コミュニティサポート研究会という、地域の多職種での学びと連携強化や情報交換を目的にした研究会も西東京市医療 SW の会で開催している。。

地域への取り組みについては、行政や地域包括支援センターに出向き、「患者支援を通してみえる地域課題、社会問題を一緒に考え解決に向けて協働してもらえないか」と取り組みへの理解を訴え、協力を勝ち取った。地道な取り組みではあるが、課題を伝える力が養われる等、医療 SW としての技量の向上にもつながる取り組みとなっている。

地域で医療 SW として活動をしているという評価が病院に届くことにより、病院からも医療 SW としての取り組みを認めてもらえている。日々の個別ケースの相談対応がしっかりとできていると信頼されていることが前提ではあるが、地域での取り組みが認められ、勤務時間内に民生委員への講演活動を実施することもある。地域に出向くことにより、直接地域の声を聞いて持ち帰り、地域課題解決に向けて田無病院として何ができるのか組織として考えて行動し、地域からの信頼を得て、また地域に出向いて行くという好循環が生まれている。

このような取り組みを職場として実施することにより、社会課題をどう捉えていくのかという視点を学ぶことにもつながっている。住民や行政等に対してどのように分かりやすく説明をするか、どのような段取りで進めていくのか等、病院内の医療 SW のみならず、西東京市医療 SW の会として病院という垣根を越え一緒に活動をしていくことで、西東京市全体の医療 SW の力量の向上につながっている。

今後の取り組みとしては、身寄りのない方への支援について、制度や施策の改善・発展を目指すことを検討している。課題について漠然とした共通認識はあるが、それを制度や施策の改善・発展につなげるためには、きちんとした調査に基づいた数字を示すことが必要となる。実際にどれくらいの方が西東京市で困っているのか、実態把握に努めていく。

機関名	一般社団法人 石川県社会福祉士会、社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会
特に発揮されている社会福祉士の機能	3 直接支援機能、5 アウトリーチ・保護機能、6 仲介機能、11 ネットワーキング(連携)機能、13 組織化機能

能登半島地震における被災者支援の取り組み

I. 概要

1. 地域および組織の概要

金沢市人口	442,700 人(2025 年 1 月末時点)
金沢市面積	468,81km ²
金沢市世帯数	214,713 世帯(2025 年 1 月末時点)
事業担当者数	9 名(内、2 名社会福祉士)※その他社会福祉士会より 6 名程度派遣

2. 金沢市における被災者見守り・相談支援等事業の支援概要

- ・金沢市社会福祉協議会と石川県社会福祉士会が連携したみなし仮設住宅への訪問
- ・石川県社会福祉士会による全国の社会福祉士への協力要請
- ・「あつまらんけ〜のと(被災者の居場所づくり)」における地域づくり

3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

▶ 金沢市における被災者見守り・相談支援等事業の実施体制の構築(11 ネットワーキング(連携)機能)

- ・みなし仮設住宅への訪問について、金沢市社会福祉協議会(以下、「金沢市社協」と)と石川県社会福祉士会(以下、「石川県士会」と)が協力し支援体制を構築していることは、組織として「11 ネットワーキング(連携)機能」を発揮している。

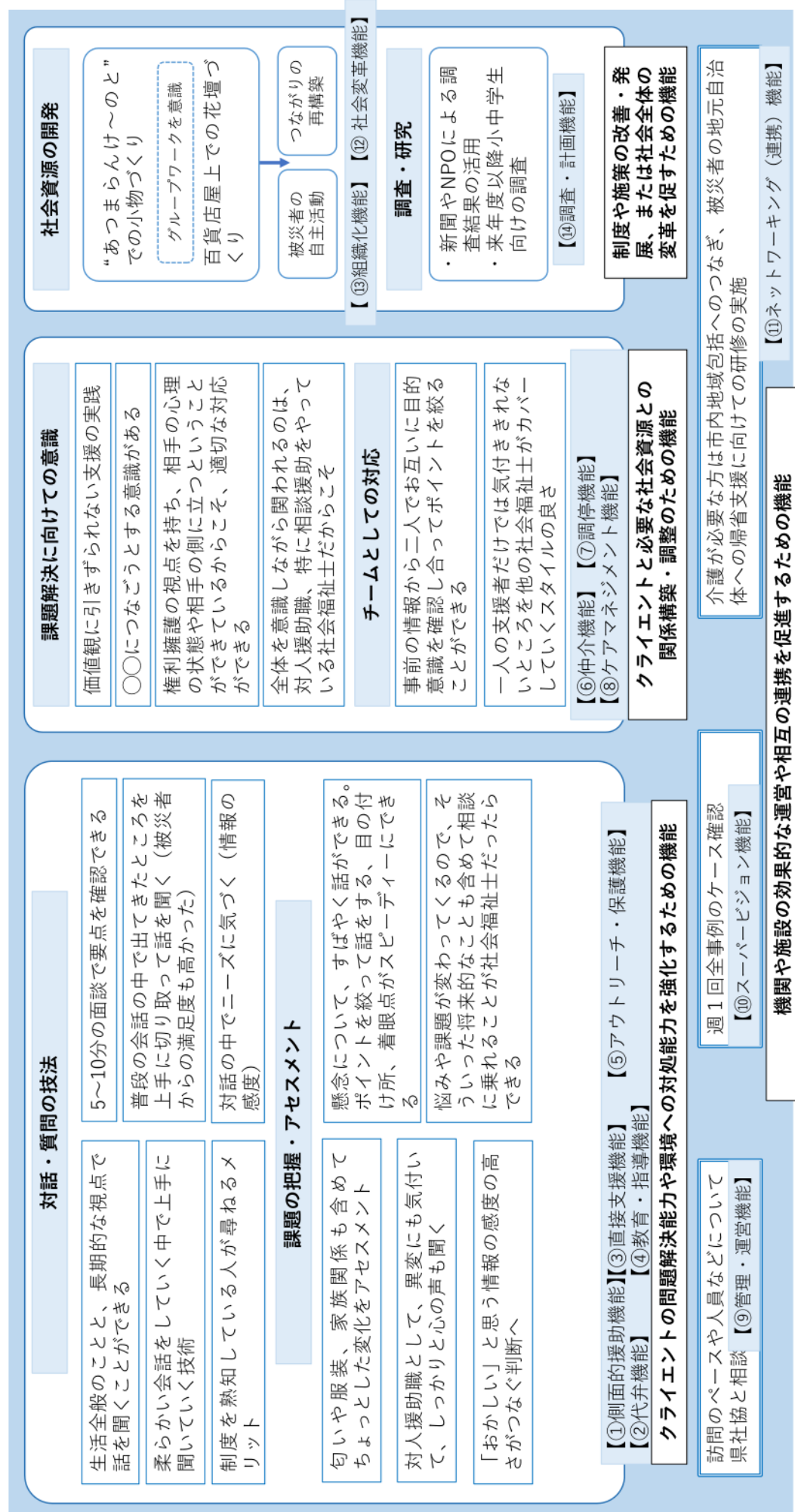
▶ 被災者見守り・相談支援等事業におけるアウトリーチ活動(5 アウトリーチ・保護機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

- ・自殺や孤独死、日常生活に支援が必要な方等の要配慮者については、地域包括支援センターや子育て関係の NPO 等と連携して訪問する等、「11 ネットワーキング(連携)機能」を発揮しながら他機関と連携し、支援活動が展開されている。
- ・みなし仮設住宅の世帯への訪問は「5 アウトリーチ・保護機能」の発揮であり、訪問の結果、継続支援が必要なケースの場合は、社協職員が訪問して状況を確認する等、被災者の命や生活の安全を守る対応を実施している。

▶ 被災者支援における相談支援の活動と被災者同士のつながりの促進(3 直接支援機能、5 アウトリーチ・保護機能、6 仲介機能、13 組織化機能)

- ・訪問先で、生活場面にあるあらゆる情報をもとにアセスメントを行うことでニーズを把握し、必要に応じて地域包括支援センター等へつないでおり、「3 直接支援機能」「5 アウトリーチ・保護機能」が発揮されている。また、DV を受けている方の気持ちに寄り添った相談対応を行い、別の機関につなげる等、「6 仲介機能」も発揮されている。
- ・「あつまらんけ〜のと」で実施されている、被災者同士の情報交換・つながりの再構築を目指した取り組みについては、「13 組織化機能」の発揮であり、被災者自身で主体的に個別ニーズの充足から地域づくりができるように支援が展開されている。

図表4-1-6 金沢市における被災者見守り・相談支援等事業で発揮される社会福祉士の機能



Ⅱ. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている金沢市における被災者見守り・相談支援等事業の支援について、以下に記載する。

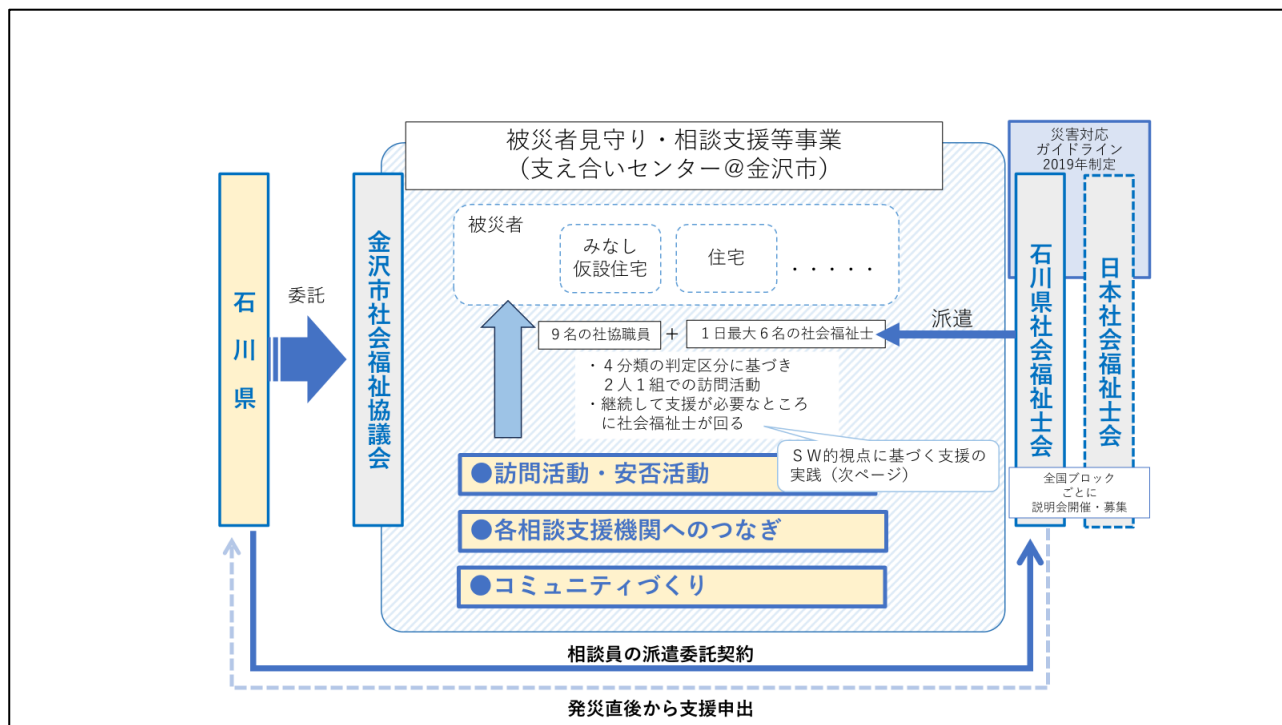
1. 金沢市における被災者見守り・相談支援等事業の実施体制(11 ネットワーキング(連携)機能)

2024 年 1 月 1 日の 16 時過ぎに石川県能登地方の深さ 16 km（暫定値）を震源とする、最大震度 5 強、続いて最大震度 7 の地震が発生した。同日夜に石川県士会が、日本社会福祉士会の災害対応ガイドラインを踏まえ災害対策本部を設置するとともに、石川県庁に対し、社会福祉士会としてどのようなことでも協力ができると連絡をした。

3 月から被災者見守り・相談支援等事業が始まることとなり、金沢市においては、金沢市社協が委託を受け、支え合いセンターを立ちあげるようになった。支え合いセンターでは、金沢市社協職員から専任 1 名と兼務 3 名を配置し、それに加え新たに 5 名を雇用した。内 4 名は元々能登で福祉関係の仕事に従事しており、被災後に金沢市内のみなし仮設住宅で生活している人たちである。

みなし仮設住宅への訪問については、金沢市社協の人員のみで対応することは難しく、石川県士会が活動に協力することとなった。石川県士会が活動に協力するにあたり、日本社会福祉士会と協力し、全国の社会福祉士会に対してブロック毎に説明会を行い、社会福祉士の派遣依頼を実施した。そうして全国から集まった社会福祉士を支え合いセンターへ派遣している。活動開始当初は 1 日 10 名の派遣もあったが、2024 年 12 月時点では 1 日最大 6 名の社会福祉士を派遣している。一度支援に入った方が、時間をあけて複数回支援に入ることもある。

図表4-1-7 金沢市における被災者見守り・相談支援等事業の支援体制図



出典：ヒアリングをもとに日本社会福祉士会が作成

2. 金沢市における被災者見守り・相談支援等事業の活動(5 アウトリーチ・保護機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

2024年3月時点で金沢市内のみなし仮設住宅700世帯という状況で事業が開始となった。世帯数は10月の2700世帯がピークで、12月には900世帯は能登に帰っている。最初にのみなし仮設住宅に入った頃の時期には自殺のリスクが高まるということで、700世帯すべてを訪問し、スクリーニングをすることで、要配慮世帯の把握から実施した。初期の頃は自殺や孤独死のリスクがある方や日常生活に支援が必要な方の調査、1巡後は要配慮者については、地域包括支援センターや子育て関係のNPO等と連携しての支援や、個別対応を実施している。継続して支援が必要な方を石川県士会から派遣された社会福祉士が訪問している。

のみなし仮設住宅の世帯に2～3回の訪問を繰り返す中で、各世帯を4区分で整理し、それぞれ適切な訪問頻度を設定している。「④(月4回訪問)」の方については、同じ相談員が継続して訪問することによって安心感を得られるため、原則金沢市社協職員が対応している。社会福祉士会から派遣された相談員は主に「②、③(月1回～2回)」の方について、ペアで訪問し、訪問の結果、継続支援が必要なケースの場合は、金沢市社協職員が訪問して状況を確認する等している。相談員それぞれの得意分野を考慮しつつ、支え合いセンター職員が訪問先をコーディネートしている。

図表4-1-8 支援の判定区分

①日常生活に特に大きな問題がない:半年から2ヶ月に1回
②健康面の課題・日常生活に支援が必要:月に1回
③資金面や家族関係に課題がある方:月2回
④住まい再建に課題があり、日常生活でトラブルがある方:月4回

3. 金沢市における被災者支援で社会福祉士が発揮している能力(3 直接支援機能、5 アウトリーチ・保護機能、6 仲介機能、13 組織化機能)

社会福祉士会から派遣された人は全員社会福祉士であるため、初めて会う他の社会福祉士とペアになっても、社会福祉士としての共通基盤があり、アセスメントを行う力もあるため、すぐに連携して活動を開始することができる。また、社会福祉士は幅広い分野で活動しているため、ペアで行動することにより、精神科の病院に勤めている社会福祉士であれば、精神疾患の方の訪問を担当する等、お互いの強みを活かしながら支援を展開することができる。訪問時間が短いからこそ、目的意識をもって臨み、全体を意識しながら関われるのは相談支援を専門としている対人援助職である社会福祉士が訪問をしている利点といえる。

訪問先では、においや服装、家族関係等のちょっとした変化に気づき、生活場面にあるあらゆる情報をもとにアセスメントを行い、ニーズを把握している。把握したニーズに応じて地域包括支援センター等につないでいる。具体的な例としては、訪問した相談員が話しやすい雰囲気をつくることで、「避難以外の困りごとを相談したい」と相談された結果、家族からのDVを受けていることが判明した。以前、別の人に相談したところ、「そんなことをさせるあなたが悪い」と責められてしまい傷つき悩んでいたということだった。訪問した社会福祉士は、支え合いセンターのコーディネーターに報告し、本人の了承のもと専門機関につなげ、現在でも支援を継続している。

のみなし仮設住宅への訪問以外にも、金沢福祉用具情報プラザ「あつまらんけ～のと」にも社会福祉士を相談員として派遣し、当事者のつながりの再構築や地域づくりを意識した取り組みを実施している。具体的には、倒壊した自宅から持参した被災者の着物をほどこいて小物づくりを行うサークルづくり等、グループワークを意識して行い、被災者の自主的な活動を生み出していききっかけづくりや、被災者同士の情報交換・つながりの再構築を目指した取り組みをしている。また、百貨店の屋上で、商店街の協力も得ながら、被災者と地域住民と一緒に花壇づくりに取り組む等の地域づくりも実施している。

機関名	社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会
特に発揮されている社会福祉士の機能	1 側面的援助機能、2 代弁機能、3 直接支援機能、4 教育・指導機能 11 ネットワーキング(連携)機能、12 組織化機能

社会福祉協議会が取り組む居住支援

I. 概要

1. 地域および組織の概要

菊川市人口	47,127 人(2025 年 1 月末時点)
菊川市面積	94.19 km ²
菊川市世帯数	19,100 世帯(2025 年 1 月末時点)
社協職員数	43 名
事業担当者数	正規職員 3 名(内、3 名社会福祉士)※他業務と兼務 嘱託職員 1 名(介護福祉士)、非常勤職員 1 名(社会福祉士)

2. 菊川市社会福祉協議会における居住支援の活動概要

- ・菊川市セーフティネット支援ネットワーク会議の運営
- ・住宅確保要配慮者居住支援法人として見守りを行う「安心見守りサービス」の実施
- ・住宅確保要配慮者居住支援協議会の運営

3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

▶ 居住支援の始まり(11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)

- ・制度の狭間の課題や重層的な課題を抱えている世帯に対する支援を検討するため、市内の社会福祉法人や NPO 法人の相談業務担当者に呼びかけ、2011 年に「菊川市セーフティネット支援ネットワーク会議」を設置したことについては、「12 社会変革機能」の発揮といえる。この会議の中で、多種多様な地域課題についての問題提起があり、菊川市内の社会福祉法人がひきこもり当事者の施設でのボランティア活動や就労体験の受け入れに協力する等、日頃からの取り組みと関係づくりという「11 ネットワーキング(連携)機能」が十分に発揮されていたことが寄与していると考えられる。

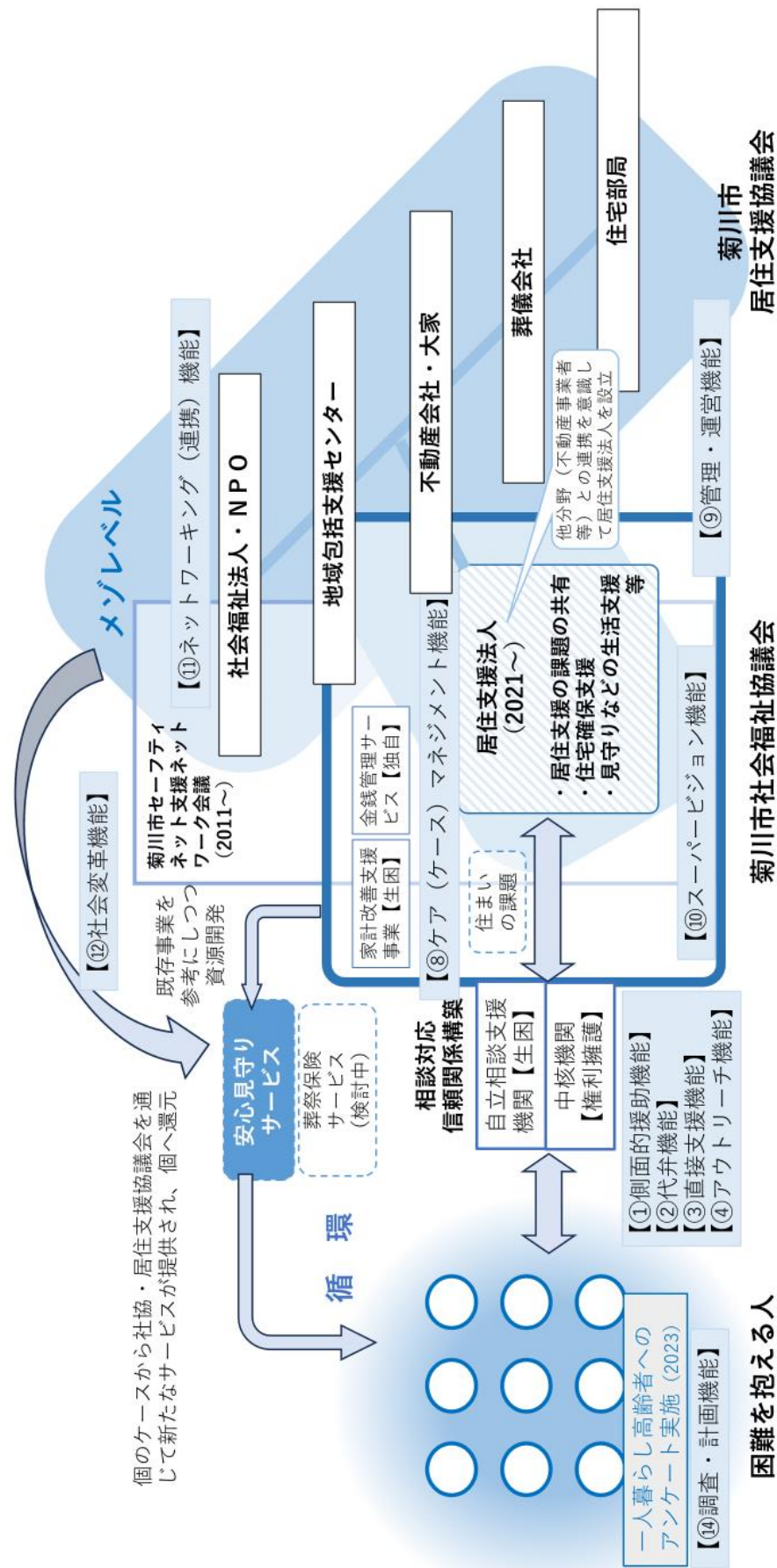
▶ 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定と住宅確保要配慮者居住支援協議会の立ちあげ(2 代弁機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)

- ・もともと実施していた不動産会社や関係機関と居住支援に関する勉強会という「11 ネットワーキング(連携)機能」を発揮してつくりあげたインフォーマルな枠組を活用し、居住支援協議会という制度に則った新しい社会資源を開発している「12 社会変革機能」。
- ・居住支援法人という立場で、どの程度バリアフリー化が許されるか不動産会社に直接尋ねることや、使用可能な制度を行政担当者と調整する等、当事者が不利益を被ることがないように「2 代弁機能」を発揮し、当事者の権利を護る取り組みを実施している。

▶ 社会福祉協議会が居住支援を実施する意義(1 側面的援助機能、3 直接支援機能、4 教育・指導機能)

- ・手続きの仕方について合理的な配慮が必要な場合や、現在の収入では生活ができないという場合でも、福祉的な課題を持った方が理解・納得できるように支援すること、複合的な課題を抱えた方に利用可能な支援を調整することは正に「1 側面的援助機能」や「3 直接支援機能」が発揮されている。
- ・「安心見守りサービス」という金銭管理と見守り機能を組み合わせた独自事業については、家計簿や収支の確認を行う等、当事者が抱えている課題への対処方法を獲得してもらう「4 教育・指導機能」が発揮されている。

図表4-1-9 菊川市社会福祉協議会における居住支援分野で発揮される社会福祉士の機能



Ⅱ. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている菊川市社会福祉協議会における居住支援の実践について、以下に記載する。

1. 居住支援の始まり(11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)

制度の狭間の課題や重層的な課題を抱える世帯に対する支援について、菊川市社会福祉協議会だけではなく、様々な分野の方が参画した合議体で多角的に検討を行い、支援を決めていくということを目的に、市内の社会福祉法人や NPO 法人の相談業務に携わる方を集め、2011 年に「菊川市セーフティネット支援ネットワーク会議」を設置した。総合相談を社会福祉協議会で実施するならば、支援は実施するという法人が多かったことも菊川市セーフティネット支援ネットワーク会議が設置可能となった要因となっている。

この会議の中で、多種多様な地域課題についての問題提起があり、菊川市内の社会福祉法人が、ひきこもり当事者の施設におけるボランティア活動や就労体験の受け入れを実施することにつながる等、菊川市内の社会福祉法人の協力の基、支援体制の構築が行われている。この会議をきっかけに重層的な課題や社会資源開発への取り組みがはじまり、その一環として居住支援に関しても取り組んでいくこととなった。

2. 居住支援法人の指定と居住支援協議会の立ちあげ(2 代弁機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)

生活困窮者自立支援事業において入居支援等は実施しており、その延長として 2021 年の 4 月に居住支援法人として指定を受けた。居住支援法人の看板がなくとも、社会福祉協議会の看板があればよいのではないかという意見もあったが、不動産会社と連携していく中で「居住支援をする」ことを明確にした方が制度として活用できるものがあること等から居住支援法人として指定を受けた。

施策の中で各自治体における居住支援協議会の設置を国から依頼されるようになり、静岡県より菊川市に声かけられた際、菊川市が居住支援協議会を設置することは難しいが、菊川市社会福祉協議会が居住支援法人として活動をしているので、居住支援協議会の立ちあげを実施してはどうかという話となった。もともと居住支援法人として活動をしている中で、不動産会社や行政の方々と勉強会を複数回実施しており、この枠組を活用し、居住支援協議会へとスムーズに移行することができた。

居住支援協議会は、居住支援法人として居住支援に取り組む中で、居住支援における課題を共有する場という認識がされており、福祉事業者が感じている課題・不動産会社が感じている課題等、それぞれの立場での課題が共有される。不動産会社は商いとして活動をしていることに配慮しつつ、協力しながら菊川市という地域全体としてどのように課題に対応していくべきか検討している。

例えば、不動産会社の方から、精神障がい当事者が入居している場合、見守りについてどこの機関に相談すればよいかと相談があり、ヤマト運輸の「クロネコ見守りサービス」の導入による ICT を活用した見守りを実施したことがある。

また、対人援助的なケースのみならず、障がい当事者が入居する場合、どの程度バリアフリー化するのが許されるのか等、不動産会社に具体的なケースに関する意見を訪ねることもできる。バリアフリー化をする際、活用できる制度の情報が行政の障害福祉担当者から話される等、ケース検討を通じて課題解決することも多く

なっているため、参加している福祉関係者にもメリットがある。

3. 社会福祉協議会が居住支援を実施する意義(1 側面的援助機能、3 直接支援機能、4 教育・指導機能)

住宅確保要配慮者には、福祉的な課題を持つとともに、高齢で仕事ができないため家賃の支払いができない等、複合的な要因により生活に困窮している方が多い。そのような方の支援において、インテークの段階から信頼関係を築くことが重要となる。発達障がい当事者からの相談で、合理的な配慮をしないと理解が難しい場合等もあり、社会福祉協議会という福祉の専門機関に配置されたソーシャルワーク専門職である社会福祉士が支援に関わることで、福祉的な課題を持った方が理解・納得し、必要な支援を受けるための手続きを進めることができている。当事者から「住まいの相談がしたい」と相談があった場合でも、総合的に話を伺い、ただ住まいを紹介するのではなく、当事者の様子等からどのような支援が必要か見立てを行い、支援を実施している。

居住場所の確保のためには、家賃や光熱費の支払いが必要となるが、自身での金銭管理が困難で支払いが滞ってしまう方もいる。生活困窮者自立支援制度には家計改善支援事業もあるが、一緒に家計簿をつけて収支を確認したとしても、お金を使ってしまってフードバンクを活用するというケースもある。そこで「安心見守りサービス」という、金銭管理と見守り機能を組み合わせた独自事業を立ちあげた。生活に困窮している方が利用して、このようにやれば家計が回るという成功体験をしてもらうことを目的とした事業。この事業をつくったことで、居住支援法人として見守りを行う際、必要であれば金銭管理を行い支払いが滞らないように支援することができている。最近では、「KAERU」というインターネットを通じてチャージすることができるプリペイドカードを使用し、それを利用した家計支援を行っているケースもある。

一人暮らしの高齢者の中には、亡くなった後親族がいない方やいたとしても迷惑をかけたくない方が一定数いる。その人らしく望まれる葬儀の方法、亡くなり方の支援として、終活サポート・死後事務がどのようにできるのか。仕組みについてはこれからの課題だが、活動資金についてはファンドレイジングを活用する等検討している。

機関名	社会福祉法人 半田市社会福祉協議会
特に発揮されている社会福祉士の機能	1 側面的援助機能、2代弁機能、3直接支援機能、4 教育・指導機能、5アウトリーチ・保護機能、6仲介機能、8ケア(ケース)マネジメント機能、9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能、14 調査・計画機能

自己選択、自己決定を重視した障がい当事者への支援

I. 概要

1. 地域および組織の概要

半田市人口	116,018 人(2025 年 1 月末時点)
半田市面積	47.42km ²
半田市世帯数	53,351 世帯(2025 年 1 月末時点)
社協職員数	70 名
事業担当者数	20 名(内、8名社会福祉士)

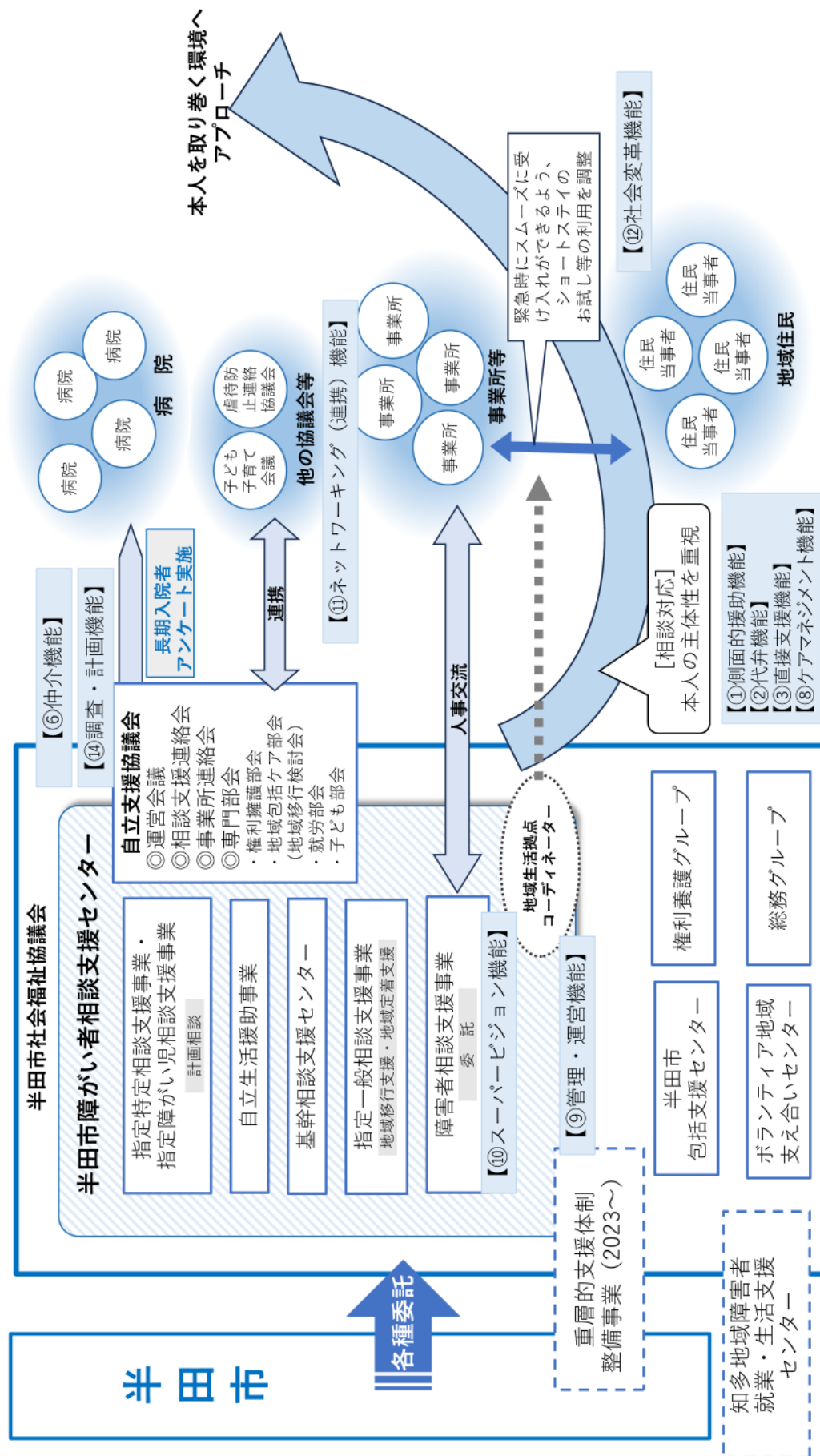
2. 半田市社会福祉協議会における居住支援の活動概要

- ・障がい者相談支援センターへの出向者の受け入れ、相談支援事業者の育成支援
- ・精神科の長期入院患者に関するアンケート調査、実態把握と退院支援・地域生活移行に向けた調整
- ・障がい当事者への地域生活移行への伴走支援と定着支援

3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

- ▶ 半田市の障がい者支援の体制上の工夫(9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)
 - ・市内の相談支援事業所に入職した職員は、半田市社会福祉協議会が市から受託している障がい者相談支援センター(以下、「センター」)に出向して相談支援やケアマネジメントに従事し、出向期間終了後はセンターに相談があった当該地域のケースを相談支援事業所に引継ぐ取り組みでは「10 スーパービジョン機能」が発揮されている。
 - ・センターが相談支援事業所の職員の課題解決・職員の養成に協力することで、相談支援事業所の円滑な立ち上げと運営支援が行われており、これは社会福祉協議会のミッションである地域福祉の推進に寄与している。障がいのある当事者の地域包括ケアの推進、ケアマネジメントの実施体制の基盤を整備し、地域から信頼される機関づくりにつながっているという点で「9 管理・運営機能」「11 ネットワーキング(連携)機能」「12 社会変革機能」も発揮されているといえる。
- ▶ 精神科病院の長期入院者への調査について(1 側面的援助機能、2代弁機能、3直接支援機能、5アウトリーチ・保護機能、6仲介機能、8ケア(ケース)マネジメント機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能、14 調査・計画機能)
 - ・長期入院者の地域生活移行の推進に向け、精神科病院に長期入院している患者の把握のため、県域内にある4箇所の病院にアンケート調査を実施したこと、当事者への情報提供について、自立支援協議会で話し合い、地域生活移行を説明するパンフレットを作成し、直接病院にアウトリーチして説明や情報共有を行う取り組みでは、「1側面的支援機能」「2代弁機能」「3直接支援機能」「5アウトリーチ・保護機能」「6仲介機能」「8ケア(ケース)マネジメント機能」「11 ネットワーキング(連携)機能」「12 社会変革機能」「14 調査・計画機能」が発揮されているといえる。
 - ・障がいのある当事者が地域社会の一地域生活者としての権利と機会が保障されるよう、地域社会の各機関や関係者へ働きかける実践では、社会への変革を目指す「12 社会変革機能」が発揮されている。
- ▶ 自己選択、自己決定を重視した障がい当事者への支援(1 側面的援助機能、2代弁機能、3直接支援機能、4 教育・指導機能、8ケア(ケース)マネジメント機能)
 - ・センターの社会福祉士をはじめとする職員が、障がいのある当事者が自分自身の人生を生きること、そのために「自己選択・自己決定」を重視して支援が実施されていることは、当事者を保護の対象として客体化するのではなく、権利の主体者として捉えて「1 側面的援助機能」「2代弁機能」「3直接支援機能」「8ケア(ケース)マネジメント機能」を発揮した支援を行っているといえる。
 - ・当事者が自己選択・自己決定においてやりたいならば背中を押し、それで失敗した時には次の方策を考えるという支援は「1 側面的援助機能」「4 教育・指導機能」を発揮しながら、当事者の問題に対処する知識や力の獲得につながっている。

図表4-1-11 半田市障がい者相談支援センターにおいて発揮される社会福祉士の機能



Ⅱ. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている半田市における障がいのある当事者への支援について、以下に記載する。

1. 半田市の障がい者支援の体制上の工夫(9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)

半田市における障がいのある当事者への支援では、半田市社会福祉協議会が「基幹相談支援センター」「障がい者相談支援事業(委託相談)」「指定特定相談支援事業・指定障がい児相談支援事業(計画相談)」「指定一般相談支援事業(地域移行支援・地域定着支援)」「自立生活支援事業」という5つの事業を実施している。

半田市におけるきめ細かな相談支援体制の構築に向け、当事者にとって身近な地域に相談支援事業所を増やすために事業者を回った際、相談支援事業所を新設することは可能だが、相談支援員を雇って数ヶ月は担当ケースもなく、赤字になるという課題が明らかとなった。そこで、相談支援事業所に入職した職員はまず基幹相談支援センターに出向し、センターに相談があった該当地域のケースを担当、出向元の相談支援事業所に戻るときにはセンターから相談ケースを相談支援事業所が引き継ぐ仕組みを実施している。これにより相談支援事業所の職員とセンター職員間の連携がとりやすくなり、ケースの引継ぎやフォローアップがしやすい体制を3年前から構築している。

なお、出向にかかる経費はセンター側が負担することから、各地域の相談支援事業所における相談支援員を雇って数ヶ月は赤字になることの問題解消にもつながり、今では市内に11か所の相談支援事業所がある。センター側の負担は発生するが、運営母体である社会福祉協議会の「地域福祉の推進」というミッションに基づいて必要性が認められ、現在の体制をとっている。

2. 精神科の長期入院者への調査について(1 側面的援助機能、2 代弁機能、3 直接支援機能、5 アウトリーチ・保護機能、6 仲介機能、8 ケア(ケース)マネジメント機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能、14 調査・計画機能)

精神科病院に長期入院すると、その人の情報が地域や市役所で把握できず、病院や保健所のみが知っている状況となる。当事者としても、地域の情報を得ることが難しく、入院生活が当たり前になり、退院意欲が減退してしまうことが課題となっていた。

障害者自立支援法、その後の障害者総合支援法が施行され、各市町村が支給決定していくサービスに代わり、入院している半田市民にセンターが情報を届ける必要があった。精神科病院には様々な市町村から患者が集まるが、人数や実態が不明であったため、圏域内にある4箇所の精神科病院にアンケート調査を実施した結果、約140人の半田市民が入院していることが判明した。

精神科病院入院中の方にどのように情報を届けるか、自立支援協議会で話し合い、地域生活を説明するパンフレットを作成し、直接病院にアウトリーチして届ける取り組みを行った。センター職員が実際に当事者を訪問することで、当事者が退院後、地域生活へ移行できるか見立ての検討、可能性の探求にもつながっている。

一方で、センター職員が訪問することで、病院側が、当事者が現実と乖離した希望を持つことを危惧することとも時にあった。また、地域生活移行を進める過程で、不動産会社や大家等から、精神障がいがあるという理

由で部屋を貸すことに難色を示されること等も当時あり、地域福祉の推進とともに、精神障がい者への理解を地域社会へ深めていく必要があると考え活動している。

3. 自己選択、自己決定を重視した障がい当事者への支援(1 側面的援助機能、2代弁機能、3直接支援機能、4 教育・指導機能、8ケア(ケース)マネジメント機能)

当事者への支援については、当事者が自分自身の人生を生きること、そのために意思決定支援に基づいた「自己選択・自己決定」が重要と考えられている。支援者がパターンリズム的に介入すると、当事者自身の選択ではなく支援者の意向が強まるため、本人が行った活動にもし失敗しても自分自身の意思決定による責任であると感じず、成功したとしても達成感が薄い。

たとえ失敗が分かっていたとしても、当事者が支援付きの意思決定に基づく自己選択・自己決定においてやりたいならば、支援者は背中を押し、否定はしない。当事者がやりたいことを応援し、失敗したときには一緒に受け止め、支援していくことが相談支援専門員に求められると市内の相談支援事業所間のネットワークのなかで意識共有されている。支援を提供するという感覚ではなく、当事者と一緒に相談支援事業所によるケアマネジメントを利用するということを意識することで、当事者と支援者の関係性や支援にも変化が出てきている。

当事者への支援については、当事者への直接的な支援の他、前述したとおり相談支援事業所を増やす取り組みや、精神科病院長期入院者への調査等、環境へのアプローチも必要である。半田市では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに取り組んでおり、社会福祉士等のソーシャルワーカーがそれぞれの職場で地域社会や環境にどのようなアクションをしていくのか、ソーシャルワーカーの自他ともに認める役割を地域・社会に位置付けることも重要と考えられている。

機関名	明石市・社会福祉法人 明石市社会福祉協議会
特に発揮されている 社会福祉士の機能	9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能

地域包括支援体制の構築

I. 概要

1. 地域および組織の概要

明石市人口	306,402 人(2025 年 1 月末時点)
明石市面積	49.41 km ²
明石市世帯数	138,676 世帯(2025 年 1 月末時点)
社協職員数	218 名
事業担当者数	84 名(内、22 名社会福祉士)

2. 明石市の包括的支援体制における活動概要

- ・複数の事業の委託を明石市社会福祉協議会が受けることによる一体的な地域包括支援体制の構築
- ・まちなかゾーン会議の実施

3. 社会福祉士の機能が特に期待されているポイント

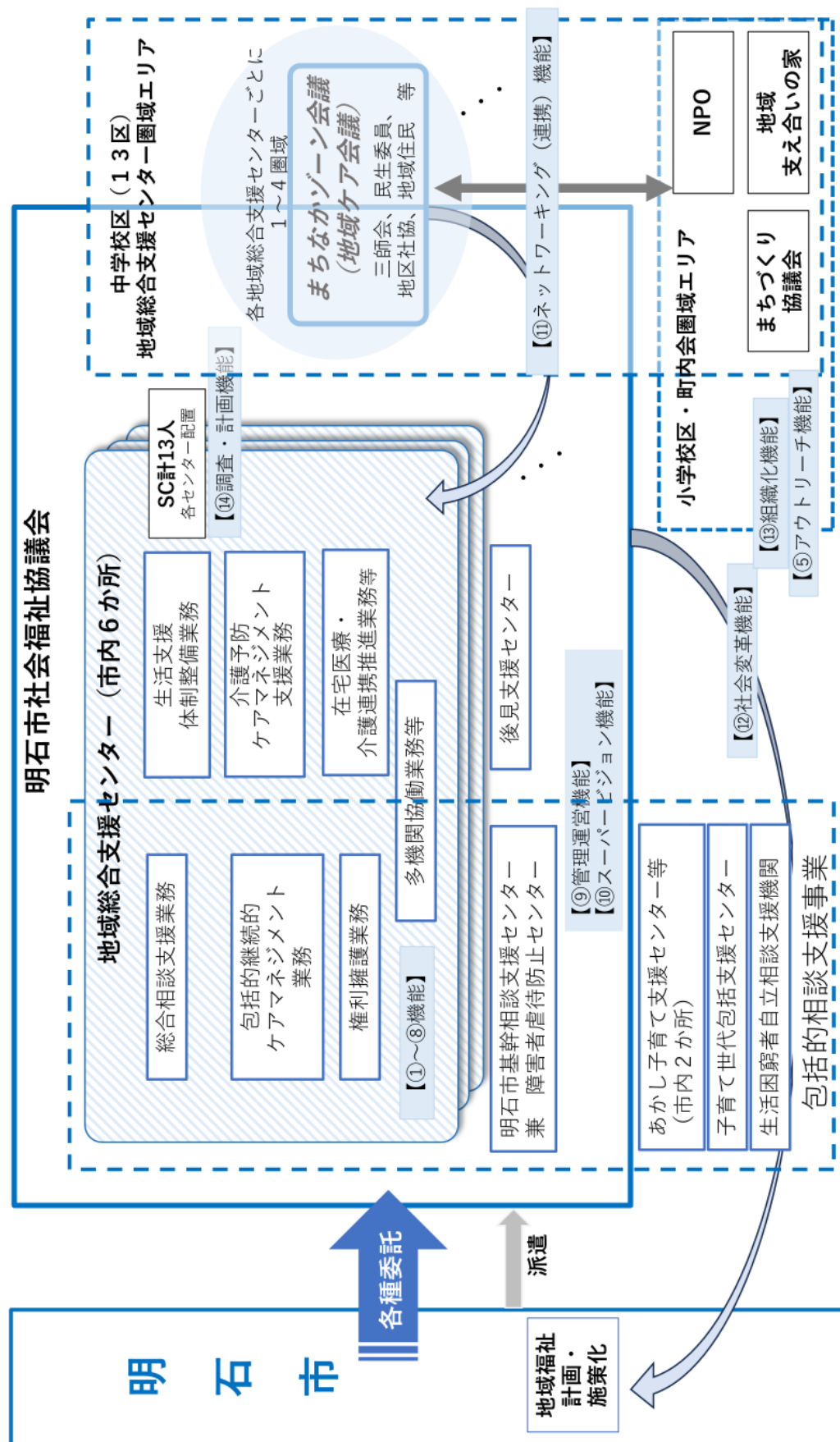
▶ 明石市の地域包括支援体制の構築(9 管理・運営機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

- ・地域総合支援センター(以下、「センター」)を中心に「基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」「後見支援センター」等と相互に連携しながら一体的に支援できる体制が構築されており、明石市社会福祉協議会(以下、「明石市社協」)の社会福祉士が「11 ネットワーキング(連携)機能」を発揮し、相談機関間の連携をとりながら活動していくことが期待されている。
- ・2024 年度からは、生活支援コーディネーターの所属を明石市社協の地域支援課との兼務に変更し、地域づくりをしていくという意識を高めているとのことで、社会福祉士が「9 管理・運営機能」を発揮し、明石市社協の提供するサービスの質の向上や、地域から信頼される組織づくりをしていくことが目指されている。

▶ 社会資源の開発や施策の改善の実施(10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)

- ・今後の人材育成として、キャリアラダーの導入が検討されているが、キャリアラダーを活用して「10 スーパービジョン機能」を発揮し、より質が高いサービスを実施することができるよう明石市社協職員の育成が社会福祉士に期待されている。
- ・まちなかゾーン会議という地域資源を活用し、地域課題等について検討して行政に働きかける等の働きかけをしていく「11 ネットワーキング(連携)機能」「12 社会変革機能」の発揮が求められている。
- ・制度の仕組みがない中でも解決していく働きかけや、行政に働きかけて制度・施策を変えていく動きについては、「12 社会変革機能」であり、社会資源の開発や施策の改善を実施していくことが社会福祉士に期待されている。

図表4-1-10 明石市における包括的支援体制において発揮が期待される社会福祉士の機能



※体制は2025年1月時点のもの

Ⅱ. 事業について

前述した社会福祉士の機能の発揮が期待されている明石市における地域包括支援体制の構築について、以下に記載する。

1. 明石市の地域包括支援体制(9 管理・運営機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

2018 年度に新しい地域包括支援体制を構築することを目的として、市内 6 箇所にセンターが設置され、明石市社協が委託を受けて運営をしている。明石市には 13 の中学校区があるが、センターを公共施設内に設置する観点から、市内 6 箇所に設置となった。センターの他、「基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」「後見支援センター」も明石市社協に設置されており、相互に連携しながら一体的に支援できる体制を構築している。

センターには生活支援コーディネーターが配置されているが、元々は明石市社協が独自に地区担当員を配置していた。センターの立ちあげ時に地区担当員から生活支援コーディネーターに移行し、13 の中学校区に 1 名ずつ配置している。生活支援コーディネーターは生活支援体制整備事業を担当しているが、2024 年度からは、明石市社協職員として地域づくりをしていくことが必要であり、その1つ生活支援体制整備事業であるという意識を高めるために、センターに生活支援コーディネーターの席を残しつつ、所属を明石市社協の地域支援課との兼務に変更している。

図表4-1-11 明石市の地域総合支援センターについて



出典:「明石市社会福祉協議会のごあんない(令和6年(2024 年)4月発行)」より抜粋

2. 地域包括支援体制の構築において社会福祉士に期待していること(10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)

明石市の体制として、センターには地域包括支援センターの 3 職種である看護師または保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーに加え生活支援コーディネーターを配置している。相談者が利用できる制度や仕組みがあれば 3 職種がそこにつなげ、そうでなければ生活支援コーディネーターが地域のボランティア・関係団体等との協力等、制度の仕組みがない中でも解決していく働きかけや、行政に働きかけて制度・施策を変えていく動きが期待されている。

また、13 中学校区にまちなかゾーン会議という三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)や民生委員・児童委員、介護事業所、地域のボランティア等が参加している会議体があり、センターが事務局を担っている。現在は、三師会の方が中心となりフレイル予防の活動に熱心に取り組む地区や、ウォークラリー等のイベントに取り組む地区等、地区によって活動が異なる。

まちなかゾーン会議については、センターが事務局を担っており、地域の困りごとについて検討・解決しなければならない際、主体的に働きかけることができるため、地域課題等について検討して行政に働きかけることが考えている。

明石市社協での今後の人材育成として、キャリアラダーを導入することを検討している。相談援助職の業績評価は難しいところがあるが、個人のスキル・コミュニケーション能力を上げることを明確にするとともに、目標を可視化することで職員のモチベーションを高め、自分自身の強みや弱みの理解につなげることを目指す。

明石市として、地域包括支援体制の一定の仕組みづくりは、センターを中心に実施できていると考えられており、センターの体制・環境の整備を一層促進するとともに、職員の育成を進めることで、地域包括支援体制の構築を目指していくことを考えている。

すでに発揮されているセンターにおける相談対応に必要なスキルに加え、地域づくりや組織づくりといったメゾ・マクロ的な部分についても社会福祉士が福祉専門職としての機能を発揮し、明石市において活躍することを期待している。

機関名	社会福祉法人 総社市社会福祉協議会
特に発揮されている 社会福祉士の機能	1 側面的援助機能、3 直接支援機能、6 仲介機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能、13 組織化機能

住民が住民らしく活躍するひきこもり支援

I. 概要

1. 地域および組織の概要

総社市人口	69,595 人(2025 年 1 月末時点)
総社市面積	211.9 km ²
総社市世帯数	29,981 世帯(2025 年 1 月末時点)
社協職員数	58 名
事業担当者数	相談員 2 名、センター長 1 名、事務員1名(内、社会福祉士3名)

2. 総社市ひきこもり支援センター『ワンタッチ』の活動概要

・専門相談員による訪問・電話・メールでの相談対応 ・ひきこもりサポーターの養成・活動支援・組織化 ・家族会の立ち上げ・活動支援 ・居場所「ほっとタッチ」、「ほっとタッチぼえむ」の開設・運営 ・ひきこもり支援等検討委員会の運営
--

3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

▶ ひきこもり支援等検討委員会による取り組み(11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能)

- ・ひきこもりという状況への対応を行っていくため、地域の行政・住民・NPO 等と相互に連携・協働していく仕組みをつくったことは「12 社会変革機能」が発揮されている。
- ・民生委員・児童委員・社協が地域住民に委嘱した福祉委員にひきこもりに関する研修会に参加いただく等、地域の力と専門職の力を組み合わせていく総合的な展開、「11 ネットワーキング(連携)機能」が発揮されている。

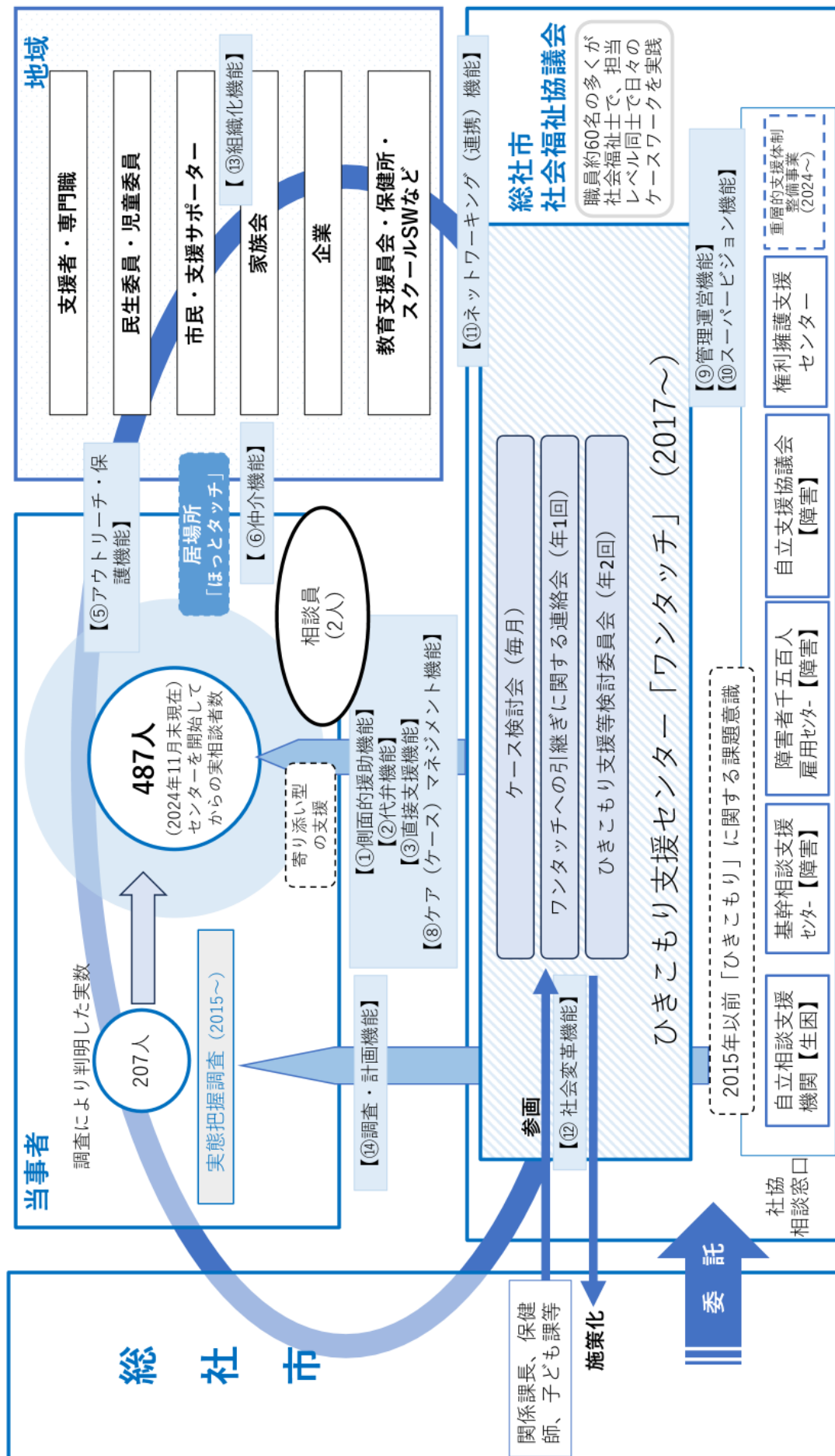
▶ 地域の関係機関と連携した当事者への支援(1 側面的援助機能、3 直接支援機能、6 仲介機能)

- ・当事者と社会資源をつなげることについては、「6 仲介機能」の発揮であり、ひきこもりという状況を地域生活課題として捉えて、誰もが住みやすい地域をつくっていくことを考えて活動が行われている。
- ・社会参加につながった後でも、数ヶ月に 1 度は電話で様子を伺う等、「1 側面的援助機能」「3 直接支援機能」を発揮しながら継続的に支援を行っている。

▶ サポーター養成や講座を通じた住民へのアプローチ(13 組織化機能)

- ・ひきこもりという状況を知っていただく機会として、「ひきこもりサポーター」の養成講座や約 30 分のミニ出前講座を開催する等、「13 組織化機能」を発揮し、地域住民が主体となって活動できる下地づくりを実施している。

図表 4-1-1-12 総社市ひきこもり支援センター「ワンタッチ」において発揮される社会福祉士の機能



Ⅱ. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている総社市ひきこもり支援センター『ワンタッチ』（以下、「ワンタッチ」）の社会福祉士による取り組みについて、以下に記載する。

1. ひきこもり支援等検討委員会による取り組み(11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能、14 調査・計画機能)

もともと生活困窮者自立支援事業でひきこもり相談を受けていたが、ひきこもりの相談件数が増加した。これは個別の課題ではなく、地域の課題ではないかという視点が生まれ、ひきこもりという状況、課題にどう対応していくか検討するため、2015 年に行政や民生委員の方、NPO 団体、学識を含めた「ひきこもり支援等検討委員会」を立ちあげた。

その中で、地域にどれだけのニーズがあるのか、どういったひきこもり状態の人が総社市にいるのか、そこを調査しなければ総社市を巻き込んで事業は展開できないため、社会福祉協議会として培ってきた地域とのつながりを活かし、民生委員・児童委員、福祉委員の方にまずはひきこもりとはどのような状態であるか、個人の問題ではなく、社会全体の課題であることを知っていただく勉強会・懇談会を実施した。その上で、民生委員・児童委員、福祉委員の方に匿名で担当地域において把握しているひきこもりの状況調査をしたところ、少なくとも 207 人のひきこもりの状況にある人がいることが分かった。総社市にひきこもりは地域生活課題であることを伝えるのに十分なインパクトのある数字であった。この調査活動が「ワンタッチ」立ちあげにつながった。

また、ひきこもり支援等検討委員会は、市の担当部・課長が参加しているため、ひきこもりサミット等を開催した際も、早いスピードで意思決定がなされた。総社市社会福祉協議会（以下、「総社市社協」）は市庁舎と同じ敷地内にあり、内線でもつながっているため、何かあればすぐに会うことができ、常に協力しながら事業を実施している。この委員会があるため、社協だけで検討するのではなく、各関係機関の方と協議しながら事業内容の精査が可能となっている。

2. 地域の関係機関と連携した当事者への支援

2017 年度に「ワンタッチ」を立ちあげてから 2024 年 11 月末までの実相談は 487 人。当初の調査の倍くらいひきこもりの状況にある方がいたことが分かった。匿名なので正確な数は不明だが、当初調査の 207 人の中の 23 名が相談につながっている。実相談の内訳としては、当事者と会えている・家族のみ・地域住民等からの相談がそれぞれ 160 件程度である。

当初の支援目標としては、ひきこもり当事者が地域で生活していく中で、就労に限らずボランティアや居場所に参加する等の社会参加につながることや、当事者が地域で暮らしやすい生活ができる等の多様な形での社会参加を目標にしていた。社会参加は目標ではあるが、当事者が今は望まないということであれば、その気持ちに寄り添いながら、その気になったタイミングで支援を行っている。

他団体との連携として、ケース検討会という名称で、総社市の保健師と岡山県の保健所の保健師と毎月ケース検討を実施している。保健の立場と福祉の立場で意見交換を行い、ケース検討会後から連携を行い支援にあたることもある。ケース検討会を実施することで、保健師と顔が見える関係ができ、連携のしやすさにつながっている。

数としては多くはないが、市内の高校に通っている不登校の生徒がいる場合はケースとして対応し、学校と

協力しながら不登校の生徒の支援も実施している。

地域での居場所支援も実施しており、基本的には 9 時 30 分～11 時 30 分、15 時～17 時に開所しているが、参加者の年齢層は 30～50 代となっている。そのため、10～20 代の若者が集まりやすいよう、夜の居場所を NPO の協力で提供している。

3. サポーター養成や講座を通じた住民へのアプローチ

市民を対象とした「ひきこもりサポーター」の養成講座を実施している他、希望されるところに出向いて約 30 分のミニ出前講座を開催する等、より多くの方にひきこもりについて知っていただく機会を設けている。

ひきこもりサポーターは、ひきこもりに対する理解を深めていただき、当事者・家族の支え手、地域での見守り役として、住民が住民らしく主体的に活躍できるということをコンセプトとしている。ひきこもりサポーターの活動については、基本的に個別訪問や相談を実施することはない。ひきこもりサポーター各自の得意なことと当事者の趣向を踏まえ、相談員を含めた 3 者で釣りやプラモデルの制作等のイベントに参加する支援を実施することもある。また、居場所「ほっとタッチ」「ほっとタッチぽえむ」の運営協力や、「ほっとタッチ」の目の前にある畑の世話を中心となってやっていただき、当事者も参加しながら共に活動できるという仕組みがある。

また、当事者家族の家族会があり、13 家族が参加している。毎月開催している定例会で、同じ家族の立場として話をするだけでなく、年 1 回以上は講演会を開催し、今後、家族会としてどういった活動ができるかということも話し合っている。

総社市社協は組織内の多くの職員が社会福祉士を取得している。社会福祉士というソーシャルワーク専門職としての共通のベースがあるため、職員同士の意思疎通がしやすく、地域全体を考えた取り組みを総社市社協として取り組めるという強みを活かした活動を行っている。

機関名	社会福祉法人 日向市社会福祉協議会
特に発揮されている社会福祉士の機能	9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能、12 社会変革機能、13 組織化機能、14 調査・計画機能

地域づくりと担い手の育成

I. 概要

1. 地域および組織の概要

日向市人口	57,766 人(2025 年 1 月末時点)
日向市面積	33,689km ²
日向市世帯数	29,100 世帯(2025 年 1 月末時点)
社協職員数	86 名
事業担当者数	3 名(内、2 名社会福祉士)※重層的支援体制整備事業の担当者

2. 日向市社会福祉協議会の地域づくりに関する活動概要

- ・日向市社会福祉協議会全体で取り組む地域福祉コーディネーター活動
- ・地域づくりの担い手を育成する福祉教育の実施

3. 社会福祉士の機能が特に発揮されているポイント

▶ 日向市の地域づくりの状況(12 社会変革機能、13 組織化機能)

- ・各自治会に地域課題を我が事として捉えてもらうことを1つの目的として「地域福祉部」を設置する働きかけを行うことや、1つの圏域に対し、地域福祉課・生活福祉課・総務課それぞれの職員から 1 名以上、地域福祉コーディネーターとしてチームを組み、地域づくり事業を担う体制を構築する等、各自治会の体制整備を支援していることは「12 社会変革機能」「13 組織化機能」が発揮されている。

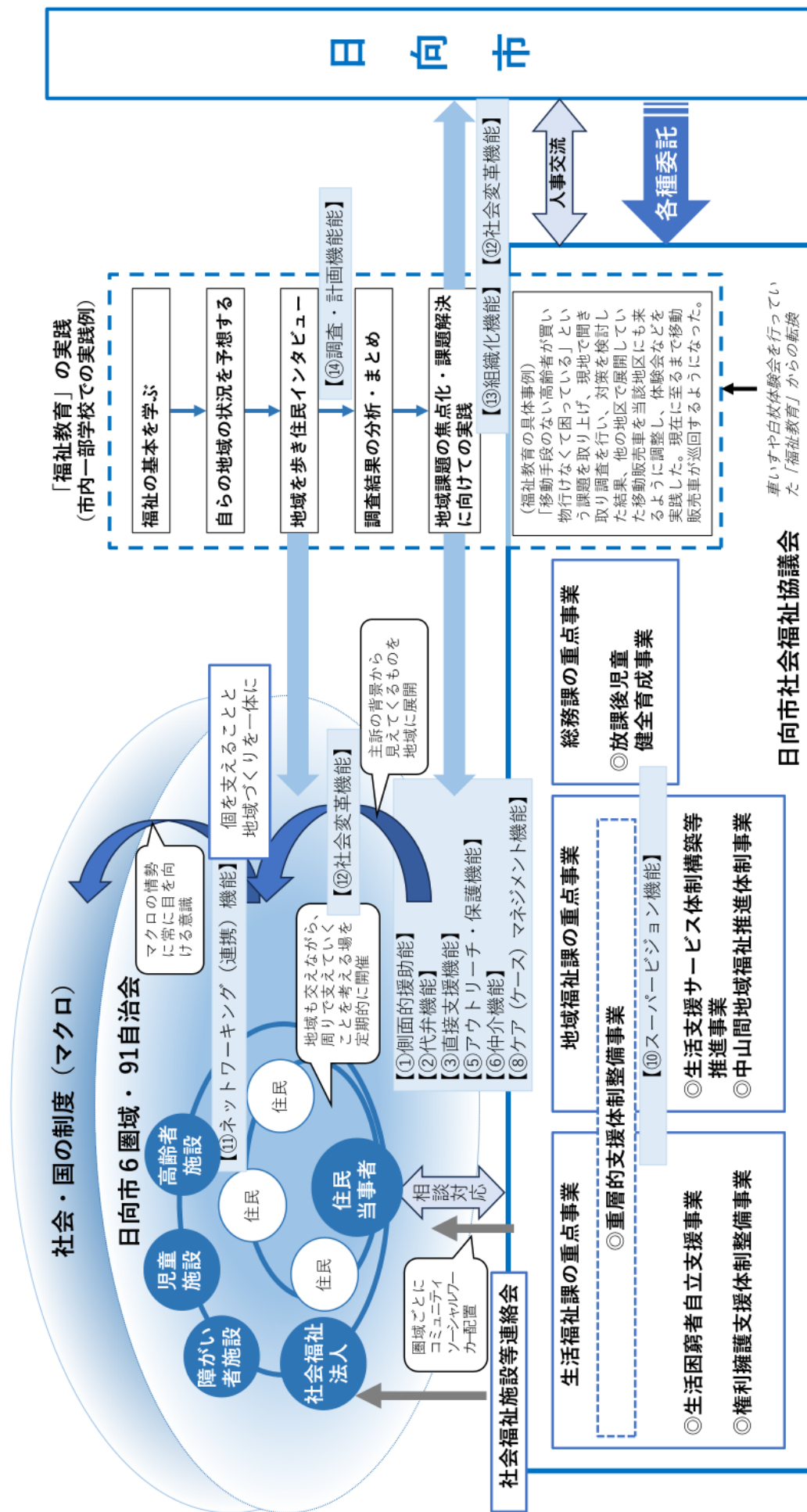
▶ 日向市社会福祉協議会全体で実施される重層的支援体制整備事業の取り組み(9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

- ・サイボウズを活用して各圏域の活動が職員全体で共有されていることや、社会福祉士が実施している活動にどのような意味があるのか見える化し、「10 スーパービジョン機能」を発揮しながら個人の支援だけではなく、その個人を通して地域づくりや地域への働きかけにつながることも伝えて職員の成長を図る等、「9 管理・運営機能」を発揮した組織づくりが実施されている。
- ・日向市との職員交流や、社会福祉施設等連絡会における重層的支援体制整備事業(以下、「重層事業」)に関する説明等、「11 ネットワーキング(連携)機能」を発揮した地域資源を活かす試みが行われている。

▶ 地域づくりの担い手を育成する福祉教育の取り組み(12 社会変革機能、13 組織化機能、14 調査・計画機能)

- ・福祉教育を通じて子どもたちに地域づくりの担い手になってもらう取り組みは「13 組織化機能」を発揮し、地域住民が主体となった問題解決の下地づくりにもなっている。また、子どもたちが地域で聞き取り調査を行う支援が「14 調査・計画機能」を発揮しながら行われている。福祉教育が車椅子体験・アイマスク体験・高齢者疑似体験等から変化した要因として、学校関係者に新しい福祉教育の必要性を提案し続けた成果があり、「12 社会変革機能」が発揮され、地道な取り組みが新しい地域資源や担い手の育成につながっている。

図表 4-1-13 日向市社会福祉協議会における各種相談事業や福祉教育で発揮される社会福祉士の機能



Ⅱ. 事業について

前述した社会福祉士の機能が発揮されている日向市社会福祉協議会（以下、「日向市社協」）の地域づくりについて、以下に記載する。

1. 日向市の地域づくりの状況(12 社会変革機能、13 組織化機能)

日向市では、日常生活圏域の設定を6圏域、中学校区単位としており、自治会は 91 箇所ある。各自治会は内部に総務部・女性部・文化部・体育部などを設置しているが、日向市では、地域に住む住民が主体的に地域課題を我が事として捉えてもらうこともひとつの目的として「地域福祉部」を設置する働きかけを実施しており、現在は 47 自治会に設置がされている。各自治会の地域福祉部活動は多種多様で、地域の困りごとを調査して課題を解決するような自治会もあれば、地域福祉部から名称を防災福祉部に変更し、定期的に避難訓練をしている自治会など、各地区の状況に合わせた活動が行われている。

各地区の地域づくりにおいて欠かせないのが地域福祉コーディネーターの存在であり、日向市社協では地域での活動を支え、地域福祉を推進するため、圏域ごとに地域福祉コーディネーターを配置しており、1つの圏域に対し、地域福祉課・生活福祉課・総務課それぞれの職員から 1 名以上、地域福祉コーディネーターとしてチームを組み、地域づくり事業を担う体制をとっている。各圏域にリーダーとなる職員がおり、その下に 2～3 人の地域福祉コーディネーターがいるため、所属する課の強みを生かし、各課のできることを持ち合わせて日向市社協全体で活動することができる。

2. 日向市社会福祉協議会全体で実施される重層的支援体制整備事業の取り組み(9 管理・運営機能、10 スーパービジョン機能、11 ネットワーキング(連携)機能)

重層事業は日向市社協に委託されており、主担当としては、2.5 人が配置され、多機関協働支援事業（アウトリーチ含む）と参加支援（居場所づくり）、地域づくり（担い手育成含む）の業務を実施している。また日向市社協は生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業所も市から委託を受けており、重層事業での支援対象者と重複することから一体的に捉えることを意識し、日向市社協が実施するその他の事業（地域福祉課所管の生活支援コーディネーター等）に繋ぎ、連携することで、多機関協働支援（個別支援）から参加支援・地域づくりが展開されている。

また、前述したとおり日向市社協の全ての職員は地域福祉コーディネーターと位置づけしており、コーディネーターは、毎月必ず「自治会の区長会」「民生委員・児童委員の定例会」へ顔を出し、地域の関係者と顔の見える関係性を築きながら圏域ごとに悩み事の把握に努め、時には日向市社協側から地域に対し座談会等を開催し、個別課題や地域生活課題を伝えるなど、コミュニティソーシャルワークの展開も意識している。圏域での関わりについては、サイボウズを活用して職員全体で共有されており、この圏域では今度このような活動をする等が分かるようになっている。情報交換をしながら、活動が進んでいる圏域からアドバイスをもらう等、日向市社協全体として取り組んでいる。

地域福祉コーディネーターは、社会福祉士の資格がある方もない方も活動をしているが、社会福祉士が社会福祉士ではない職員に対し、個別支援やアウトリーチ等、実施していることがどのような活動につながっているのか、見える化する役割も担っている。圏域から個別の相談が上がってきたときには、相談者を支えるためにどのような動きができるかという視点を社会福祉士として発揮しながら、社会福祉士ではない職員に対して

はソーシャルワークからコミュニティソーシャルワークを意識するように、同じような課題を持った人が地域に他にいないか、どう支えていったらよいのかということも共有し、共に地域にアプローチをしている。

その他、職員交流で日向市と日向市社協でお互いに職員を出向させ、ともに重層事業の担当として地域づくりに関わっていることや、社会福祉施設等連絡会の事務局を担う中で、各施設に重層事業で施設が地域づくりや参加支援の場になりえるという話をする等、地域資源を活かす試みも実施している。

3. 地域づくりの担い手を育成する福祉教育の取り組み(12 社会変革機能、13 組織化機能、14 調査計画機能)

日向市社協では、地域づくりにつながっていく仕組みとして、福祉教育にも力を入れており、「社協」「学校」「児童」「地域」「家庭」が相互につながり合う“地域を基盤とした福祉教育”の展開を目指し、市内のほとんどの小中高等学校で福祉教育を実施している。

中には年間約 30 単元の時間を福祉教育に使用し、福祉を学んだ子どもたちが自分たちの暮らしている地域に出向いて、インタビュー等の調査を行い、調査をした結果から解決したい地域課題を1つ決めて、子どもたちが主体となり解決に向けた実践を行う地域貢献学習(サービ斯拉ーニング)を取り入れた活動を行っている学校もある。

ある小学校では、実際に聞き取り調査を行い、移動手段のない高齢者が多く住む地域であることが判明し、移動販売車が来てくれるように働きかけてはどうかというアイディアが出てきた。移動販売の体験会ができないかということで、子どもたちが移動販売を運営する会社に掛け合った結果、来てくれることが決まり、子どもたちがチラシを作成して配った結果、当日は大盛況で、想像以上に移動販売へのニーズが地域にあったことに地域の方も始めて気がついた。その後、週に一度移動販売車が巡回するようになり、地域の新しい仕組みとして根付く等、単なる福祉教育の実践にとどまらず、子どもたちの実践が新たな住民相互の支え合いの仕組みとして地域に定着するなど、学校と地域が相互に学び合うことのできるプログラムとなっている。このような福祉教育の取り組みは、子どもに地域を担っていく1人という自覚が芽生えることや、様々な関係機関・関係者と出会うことで社会勉強にもなっている。

高校でも福祉教育が行われており、災害時に子どものいる世帯でも安全に避難できるようにすることを活動目的として、日向市担当課へ子どもの避難について実態調査を行った。その中で、日向市には「子ども用おむつの備蓄がない」という実態が明らかになり、思いがけない地域課題が見つかったことで活動内容を市内の放課後児童クラブにおむつ回収箱を設置することに変更した。試験的に設置したところ、1か月で 306 枚のおむつを回収。継続した活動を見据え、市担当課との協議を重ね、現在では回収したおむつを市担当課へ寄贈し、災害備蓄や生活困窮世帯のつなぎ支援として活用するなど日向市の新たな仕組みとして定着している。

日向市の福祉教育では、自分事になりにくいことや「できない」こと、生活のしづらさを伝えることはできるが、「できる」ことを伝えづらいことから、車椅子体験・アイマスク体験・高齢者疑似体験等の体験学習を行っていない。“地域を基盤とした福祉教育”で地域、学校、児童生徒が相互に得られる学びや効果についての説明と、福祉教育プログラムの提案を1校1校丁寧に行ってきた結果が、現在の取り組みにつながっている。

厚生労働省 令和 6 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用状況の
実態把握と更なる活用等に関する調査研究事業

社会福祉士等の実践・活用等に関する事例集

発 行 令和 7 年 (2025 年) 3 月

発行者 公益社団法人 日本社会福祉士会
〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2F
TEL : 03-3355-6541 FAX : 03-3355-6543
E-mail : info@jacsw.or.jp

